

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関連するこれまでの取組・成果

鎌倉における歴史的風致の維持及び向上に関連する取組としては、「歴史的建造物の保存活用に関する取組」、「歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する取組」、「歴史的遺産を取り巻く自然環境に関する取組」、「歴史的遺産の保存・公開活用に関する取組」、「地域の伝統文化の継承に関する取組」に大別される。そして、これら5つの取組は、相互に密接な関連性を有しており、市民、関係団体、行政機関等の協働によって、それぞれの取組が着実に進められてきたことが、今日における歴史的風致の礎を築いたともいえる。その中でも、近年大きな柱として挙げられるのが、鎌倉の世界文化遺産への登録推進であった。日本は平成4年（1992年）9月にユネスコの「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」を批准し、「古都鎌倉の寺院・神社ほか」が我が国の「文化遺産暫定一覧表」に登載されることとなった。これを契機に市は、「第3次鎌倉市総合計画」において、世界文化遺産への登録に向け、鎌倉の歴史的遺産を守る取組を進めた。

世界文化遺産への登録のためには、歴史的遺産の普遍的価値を証明し、個々の遺産の保存管理を万全に行うとともに、周辺（バッファゾーン）の環境を整える必要がある。そこで市は、国内外の専門家の意見を元に、鎌倉における世界文化遺産登録の考え方（コンセプト）を「武家の古都・鎌倉」としてまとめ、候補となる歴史的遺産の選定や歴史的価値を証明するための各種調査、文化財保護法に規定する史跡としての指定、「世界文化遺産への登録候補となった歴史的遺産（以下「構成資産」という。）」の保存管理を目的とした、史跡ごとの保存管理計画及びそれらを一つにまとめ上げた「武家の古都・鎌倉」包括的保存管理計画」の策定など、歴史的遺産の様々な取組を進めた。

平成24年（2012年）1月には日本国がユネスコへ推薦書を提出したが、ユネスコの諮問機関である「国際記念物遺跡会議（イコモス）」は、現地調査後、世界遺産一覧表への「不記載」という勧告を出した。これに対し、神奈川県及び横浜市、鎌倉市、逗子市は、将来的な登録を実現するために、ユネスコの世界遺産委員会での採決を待たず推薦を一旦取下げ、現在は、新たなコンセプトの確立に向けた検討を行っている。

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する取組・成果

市では、第1期計画に基づき「文化財保存・修理助成事業」を推進し、社寺等に所在する重要文化財建造物等の修理等の保存活用を進めてきた。これらの保存活用は原則として所有者が行うが、文化財保護法の規定の下、国・県・市及び所有者が協力し、学識経験者等からの専門的な指導・助言を受けながら厳密な保存管理を図っている。このような継続的な取組により、歴史的風致の維持向上のみならず、まちの魅力や景観の向上といった一定の成果が得られている。



写真3-1 朝夷奈切通

また、歴史的建造物の調査を継続的に進め、その価値を明らかにして文化財指定等を行うことで、建造物の後世への継承に取り組んできた。

別荘文化を今に伝える近代建築物については、「歴史的風致形成建造物保存整備事業」や「景観重要建築物等助成事業」を実施してきた。平成27年（2015年）には「景観重要建築物等保全基金」を設置し、修繕・改修への助成を通じて良好なまち並みの形成を図った。さらに、令和2年度（2020年度）には「景観保存建築物の保存活用の推進に関する要綱」を定め、所有者と利活用希望者の橋渡し（マッチング）を行う制度を運用するなど、修繕・修景と継承の両面から取り組んできた。

歴史的建造物の効率的な運営と魅力発信のため、管理運営の民間委託や、オリジナルグッズの作成、地域と連携したイベントの実施などを推進してきた。これにより、来訪者の増加や施設運営に対する地域住民の理解促進といった成果が得られている。また、第一種低層住居専用地域に所在する建造物の利活用にあたっては、地元の理解を得ながら建築用途の検討を行うなど、官民連携による持続可能な保存活用モデルの構築に取り組んでいる。

古都鎌倉の象徴である山稜部の緑地を歴史的建造物と捉え、古都保存法等に基づく保全に取り組んできた。令和6年度（2024年度）までは市が地区ごとに枝払い等の直接的な維持管理を行い、令和7年度（2025年度）からは所有者の自主的な管理を支援する助成事業へ移行し、継続的な支援を行っている。市有緑地についても「緑地維持管理計画」に基づき計画的な管理を行い、歴史的遺産と自然環境が一体となった地域特有の歴史的風土の保存に成果を上げている。

(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する取組・成果

市では、都市計画法や景観法をはじめとする種々の法を適正に運用し、古都のまち並みを守るための厳格な規制と誘導を行ってきた。市全域の約55.5%にあたる約2,194haを「風致地区」に指定し、建築や伐採などの行為を制限しているほか、市内14箇所を地区

計画を策定し、きめ細かなまちづくりを推進している。

特に建築物の高さ制限については、景観法に基づき鎌倉駅・北鎌倉駅周辺を景観地区に指定し、良好な住環境の維持を図ってきた。また、独自に「鎌倉市屋外広告物条例」を制定し、若宮大路や小町通り等において屋上看板の抑制や色彩の適正化を指導することで、古都にふさわしい景観の形成に努めてきた。これらの制度を適切に運用してきたことで、鎌倉独自の都市景観の実現において一定の成果を得ている。

良好な都市景観の形成に加え、安全かつ円滑な通行の確保、都市防災機能の向上のため、令和6年（2024年）には「鎌倉市無電柱化推進計画」を策定し、令和7年（2025年）には「鎌倉市無電柱化条例」を施行し、無電柱化の推進に取り組んでいる。

第1期計画では、交通渋滞緩和と利便性向上を目指し、様々な交通需要マネジメント（TDM）施策を展開してきた。パークアンドライドの推進や鎌倉フリー環境手形の普及をはじめとして、令和4年（2022年）度には主要交差点へのAIカメラ整備による混雑状況の可視化や、令和5年（2023年）度には駐車場を探す車両による交通渋滞を改善するための時間貸し駐車場を予約制にする実証実験を実施した。令和6年（2024年）度には駅や電車内等での公共交通の利用を促す広告展開も行っている。

これらと並行し、「歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業」として、ハイキングコースや史跡の大町釈迦堂口遺跡、荏柄天神社周辺の道路等において、美装化や安全対策を施すことで歴史的遺産を安全かつ快適に周遊できる環境整備を進めてきた。

来訪者の満足度向上と住環境の維持を両立させるため、観光インフラの整備を継続してきた。「社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業」によるトイレの洋式化・改修や「観光案内板等整備事業」による歴史的遺産の案内の強化を推進し、一定の成果を得ている。また、日本遺産への認定を契機とした魅力発信や、公式サイト「鎌倉観光公式ガイド」による情報提供の強化、宿泊施設のリフォーム補助を通じた宿泊型観光の促進にも取り組んできた。オーバーツーリズム対策としては、「歩く観光」の推奨や、人流データを活用した混雑状況の可視化を実施している。あわせて、「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」に基づき、公共の場所でのマナー周知を行い、住環境への影響の緩和に努めている。

安全で快適な市街地環境の向上を図るため、避難・防災施設のハード面での整備とともに、「鎌倉市地域防災計画」、「鎌倉市津波避難計画・津波避難マップ」、「鎌倉市観光客等地震・津波ガイドライン」を取りまとめ、住民と来訪者の円滑な避難に向けたソフト面からの取組を推進している。

(3) 歴史的遺産を取り巻く自然環境に関する取組・成果

鎌倉の自然環境を守る取組は、市民主体の緑の保全運動「御谷騒動」を契機に大きく進展した。この運動を背景に制定された古都保存法に基づき、昭和41年（1966年）に「鎌倉市歴史的風土保存区域」が定められ、翌年には歴史上意義のある建造物や遺跡と一体となった自然環境を維持するための「歴史的風土保存計画」が決定された。現在、保存区域は逗子市の一部を含む5地区約989ha、歴史的風土特別保存地区は13地区の約573.6haに及び、行為の規制に基づく厳格な維持保存が図られている。

鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画

昭和42年1月5日 総理府告示第7号
一部変更 昭和46年4月26日 総理府告示第16号
昭和48年2月1日 総理府告示第4号
平成12年8月29日 総理府告示第42号

12世紀の末、源頼朝が天然の險要の地として武家政治の基礎を築いた鎌倉は、政治の中心として繁栄し、鎌倉及び室町時代を通じ、文化の枢要地として発展し、現代に至るまで数多くの歴史上重要な文化資産を伝えている。

これらの資産の大半は、背後丘陵の自然的環境と一体をなして特色のある歴史的風土を形成している。

1 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1) 朝比奈地区

本地区の歴史的風土の主体は、朝比奈切通、光触寺、明王院等と一体となる自然的環境の保存にあり、特に、金沢八景に通ずる道路沿道からの展望域の山容及び樹林地における建築物その他工作物の新築等の規制に重点を置くものとする。

(2) 八幡宮地区

本地区の歴史的風土の主体は、鶴岡八幡宮（段葛を含む）を中心とした寿福寺、浄妙寺、永福寺跡、覚園寺等を含みこれらと一体となる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、北及び北西の外周に連なる山丘の自然景観の保存にあり、特に、背後山丘における建築物その他工作物の新築等、土地の形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(3) 大町・材木座地区

本地区の歴史的風土の主体は、安養院、光明寺、名越切通し、大切岸、毛間ヶ谷やぐら群等の歴史的建築物、遺跡等と一体となる衣張山を主峰とする丘陵の自然景観の保存にあり、若宮大路及び名越切通し付近からの展望域における建築物その他工作物の新築等、土地の形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(4) 長谷・極楽寺地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と一体となる稲村ガ崎を含む西部の外周稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、常盤御所跡等の遺跡と一体となる地域の自然景観の保全にあり、市街地からの展望域における土地形質の変更等の規制に重点を置くものとする。

(5) 山ノ内地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、建長寺、円覚寺、浄智寺、東慶寺、明月院等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる瑞鹿山及び六国見山より鷲峰山に至る山丘と、これに囲まれた谷戸を含む静寂な自然環境の保全にあり、建築物その他の工作物について規制の強化を図るとともに、道路及び参道から展望域の森林美について樹相の維持に重点を置くものとする。

2 歴史的風土保存区域においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の整備に関する事項

保存施設の整備に当たっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- 1) 防火施設
- 2) 土砂崩壊防止施設
- 3) 景観保全のための植栽
- 4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- 5) 立入防止さく、標識等の管理施設
- 6) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設

3 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第15条の規定により定めるものとする。

- 1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。
- 2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。
- 3) 都市計画法第5条に規定する都市計画区域内の地域であること。

4 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第11条の規定による買入れに関する事項

法第11条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第8条第1項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。

また、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域（約294ha）や、都市計画法に基づく風致地区（約2,194ha）など、多層的な制度を運用している。これらは全国に先駆けて平成8年（1996年）に策定した、「鎌倉市緑の基本計画」に沿って推進してきたものであり、古都にふさわしい歴史的風土の保存において大きな成果を上げてきた。自然災害の激甚化を踏まえ、安全・安心な暮らしのための緑の適切な維持管理を推進することとし、「緑の質の向上」だけでなく、「緑のネットワークの形成」「多様な連携と資源の利活用」を重点的に取り組むべき施策（リーディング・プロジェクト）として位置付け、市街地部の緑とオープンスペースの整備を一体的に推進することにより、緑の連続性を向上させ、豊かな市街地環境の形成を図ることとしている。

令和6年(2024年)度からは、「緑地機能維持増進事業」として、適切な管理が長期間なされず樹木の巨木化や低木の繁茂により荒廃が進み、緑地としての機能が十分に発揮されていない緑地において、防災・生物多様性の保全等緑地の機能増進のため、樹木の更新を促すことで緑地の再生・整備を行っている。

自然環境の保全は、鎌倉風致保存会をはじめとする多様な主体の協働に支えられている。昭和58年(1983年)には、会の活動を財政的に支援する「鎌倉市風致保存基金」を設置した。第1期計画中には「鎌倉風致保存会助成事業」を通じてボランティア活動を支援したほか、平成28年(2016年)には「古都保存法施行50周年記念事業」を実施し、イベント等を通じて歴史的風土の重要性を広く発信した。また、公益財団法人鎌倉市公園協会との連携による「緑のレンジャー」等の事業など、緑の機能や樹林地の現状を学ぶ普及啓発講座を実施し、次世代への意識継承と担い手の育成に取り組んでいる。

民有地について、美観上優れた樹木や生け垣を指定し、所有者に対して適切な管理に係る奨励金を交付する「緑地保全事業」などにより、鎌倉独自の貴重な緑の保全を図ってきた。中でも、古都保存法等の法令による指定を受け、一定の土地利用制限がなされている区域の民有緑地については、令和6年度(2024年度)までは、対象樹林地を6地区に区分し、市が各年度1~2地区ずつ順番に枝払い等を行ってきたが、継続的な支援制度とするため、第1期計画中の令和7年度(2025年度)から緑地の所有者が行う維持管理作業への助成事業に移行し、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域等の良好な環境の保全を図っている。

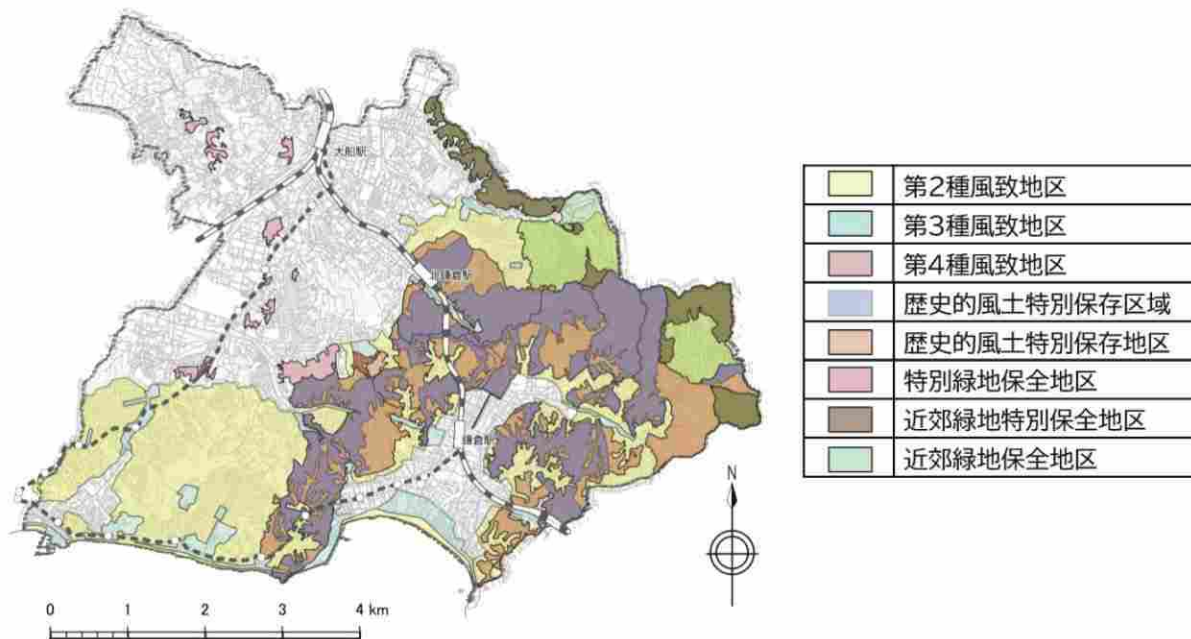


図3-1 歴史的風土保存区域・風致地区等指定範囲

表3-1 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の指定状況（令和8年4月1日現在）

市名	歴史的風土保存区域		歴史的風土特別保存地区	
	区域名	面積 (ha)	地区名	面積 (ha)
鎌倉市	朝比奈	約 142	朝比奈切通し	7
			瑞泉寺	119
	八幡宮 <small>※面積は大仏・長谷観音 特別保存地区の分を含む</small>	約 308	護良親王墓	2
			浄妙寺	8.1
			永福寺跡	5.7
			寿福寺	18
			建長寺・浄智寺 ・八幡宮	172
	山ノ内	約 158	円覚寺	29
			大仏・長谷観音	110
	長谷・極楽寺	約 207	極楽寺	9.8
稲村ヶ崎			6	
妙本寺・衣張山			67	
鎌倉市及び 逗子市	大町・材木座	約 174	名越切通	20
			計 2 市	計 5 区域
	鎌倉市域	約 982.2	鎌倉市域	573.6
	逗子市域	約 6.8	逗子市域	0

※ 歴史的風土特別保存地区（573.6ha）のうち、206.3ha（36.0%）を神奈川県が所有管理している。
（令和8年（2024年）3月31日現在）

一方、海岸の自然を守る取組としては、都市計画法に基づく風致地区の指定や「鎌倉市海岸の環境保全に関する条例（昭和49年（1974年）4月）」等による規制のほか、市民団体と市が共催し、毎年春と秋に海岸の一斉清掃が行われ、毎回1,000人以上の人々がボランティアとして参加している。また、潮の干満の差が大きくなる5月の休日には、毎年地元の自治会が中心となって和賀江嶋の清掃を実施しており、地元の漁師や家族連れ、サーファーなど地域に関わりの深い人々が積極的に参加し、海岸の自然環境の保全に取り組んでいる。



写真3-2 和賀江嶋の清掃

(4) 歴史的遺産の保存・公開活用に関する取組・成果

鎌倉市では、歴史的遺産を住民と来訪者の双方にとって開かれたものとして活用することを目指し、多角的なアプローチが展開されてきた。「文化財調査・整備事業」や「文化財（建造物）保存・修理助成事業」を通じて、歴史的遺産の基礎的な調査と保存・整備を推進している。昭和 60 年（1985 年）代に実施された文化財総合調査では、未指定分を含め約 27,000 件の歴史的遺産が確認されている。令和 7 年（2025 年）現在では、国宝 13 件を含む国・県・市の指定する文化財が 584 件、国の登録有形文化財は 46 件にのぼる。第 1 期計画期間中も、これらの調査・指定等を通じて、歴史的風致を構成する資源の保存に取り組んできた。

これらの取組で得られた知見を市民へ周知するため、「発掘調査速報展示事業」や「出土遺物庁舎内展示事業」を実施してきた。また、第 1 期計画期間中には鎌倉歴史文化交流館が開館し、出土遺物等を恒常的に展示・公開する場が新たに確保された。これにより、鎌倉の文化財に対する理解が広がるなど一定の成果を得ている。

市内には、国指定史跡 31 件、県指定史跡 2 件、鎌倉市指定史跡 9 件の計 42 件の史跡があるが、うち 20 件の国指定史跡・名勝では「保存管理計画（保存活用計画）」を策定しており、市が主体となって保存管理を行っており、沿革や価値等を整理するとともに、各史跡等の保存・管理・活用の方針を示している。第 1 期計画における具体的な事業成果として、「史跡永福寺跡環境整備事業」では発掘調査成果に基づいた整備を行い、広く一般への公開活用を実現した。築港遺跡である国指定の史跡和賀江嶋については、干潮時に見られる独自の景観と歴史的価値を次世代に引き継ぐための検討を進めている。また、「史跡環境整備事業」では、大町釈迦堂口遺跡の公開に向けた整備や他の史跡における防災工事等の安全対策を実施した。さらに、仮粧坂などの史跡に歴史標示板を設置する「観光案内板等整備事業」を通じて、現地で歴史的遺産の価値を周知する機能を強化し、歴史的風致の維持向上に取り組んできた。

史跡指定された切通などの土木遺構については、国・県・市・所有者が協力し、学識経験者の助言を受けながら厳密な管理を行ってきた。

多岐にわたる歴史的遺産の調査・保存・活用をさらに推進するため、令和 2 年（2020 年）6 月には「鎌倉市にふさわしい博物館基本構想」を策定した。これに基づき、令和 8 年（2026 年）6 月には、「鎌倉市にふさわしい博物館基本計画」が策定され、文化財の調査と適切な保存・活用を支える仕組みや体制づくり、デジタル技術を活用した「デジタルミュージアム」や、地域全体を博物館と見なす「フィールドミュージアム」の構築について検討が進んでいる。

市内にある多様な文化財を効果的に公開するため、施設の枠を超えた連携を強化している。具体的には、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館の運営連携に加え、市内の公立・民間

施設（鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館、鏑木清方記念美術館、川喜多映画記念館、県立近代美術館鎌倉別館）の5館が連携した「ミュージアムめぐりスタンプラリー」や、学芸員によるトークセッションを実施してきた。

さらに、市内の歴史・文化施設の連携組織である「鎌文ネット」において新たな事業展開に向けた協議が進められている。これらの取組により、施設の有効利用が図られるとともに、歴史・文化の発信機会の増加や、地域資源を活用した観光コンテンツの充実において一定の成果を得ている。

(5) 地域の伝統文化の継承に関する取組・成果

鎌倉においては、鎌倉時代に開創された多くの社寺が、今もなお宗教活動を続けており、伝統的な祭礼等の行事を主体的に継承している。また、市内各地域に伝わる伝統芸能も、後世に伝えるべき伝統・文化として地域の人々の努力によって継承されている。

人々の生活の中から生まれた伝統芸能は、地域の祭りなどの場で奉納されてきたその地域に住まう人々にとっての貴重な遺産である。この継承と発展に向け、伝統芸能を披露する場として、鎌倉市郷土芸能保存協会（昭和45年（1970年）設立）と市教育委員会との共催により、50余年にわたって毎年「鎌倉郷土芸能大会」が開催されている。同大会は、祭ばやし大会と芸能大会とに分かれて開催されており、毎年10を超える団体が参加し、一般の観覧者への日ごろの鍛錬の成果を披露するとともに、参加者の交流の場ともなっている。

加えて、県指定の無形民俗文化財である面掛行列を伝承する「御霊会」に対しては、面掛行列の実施と、実施に必要な衣装、用具の保存・維持管理、これらの事業を担う後継者の育成のため、補助金の交付を行っている。

伝統的工芸品である鎌倉彫については、製造・販売を生業とする「伝統鎌倉彫事業協同組合」が主体となり、講習会、展示会、各種啓発イベントや小・中学生向けの体験教室を実施してきた。市はこれに対し、施設の貸付や財政的な支援を行っている。第1期計画においては「鎌倉彫振興事業所整備事業」を実施し、振興の拠点となる「鎌倉彫工芸館」の建物改修を行った。これにより、住民や来訪者が鎌倉彫に触れる機会を提供し、その歴史や価値を広く周知する面で一定の成果を上げている。

次世代への継承意識を醸成するため、教育現場での情報発信を強化している。社会科学習資料「私たちの鎌倉」をデータ化し、令和4年（2022年）度から全児童生徒および教職員のタブレット端末へ配信を開始した。小学3年生向けの冊子配付に加え、デジタル版を併用することで、子供たちが地域の歴史や固有の文化をより身近に学ぶ環境を整えた。鎌



写真3-3 鎌倉市郷土芸能大会

倉歴史文化交流館の開館により、通史展示や発掘調査成果の公開（常設展及び発掘調査速報展等の企画展）が可能となり、企画展や講座、体験学習の開催を通じ、子供から大人までが鎌倉の歴史的・文化的遺産を学び、交流できる場を提供している。

これらの歴史的資源の保全活用と、都市計画や景観施策を一体的に進めてきた結果、市民意向調査において「史跡の指定、保存・管理、整備及び活用」の満足度が3.4%、「歴史遺産と共生するまちづくり」の満足度が1%それぞれ上昇した。これは、日本遺産の認定を通じたプロモーションや、鎌倉歴史文化交流館等の開館による情報発信機会の増加が、市民の評価につながった成果といえる。

表3-2 鎌倉市郷土芸能保存協会 加盟団体（令和8年(2026年)3月31日時点）

	会員名		会員名
1	鎌倉神楽（大町）	11	鎌倉囃子大町祇園会
2	大船鎌倉囃子保存会	12	光明寺（ <small>しょうみょう</small> 声明）
3	鎌倉囃子山崎保存会	13	山之内囃子保存会
4	材木座囃子連中	14	坂ノ下さざなみ会
5	腰越天王囃子保存会	15	台祭囃子保存会
6	小袋谷囃子会	16	鎌倉神楽保存会（鶴岡八幡宮）
7	鎌倉鳶職組合木遣保存会	17	坂ノ下囃子連
8	鎌倉神楽（御霊神社）	18	葛原岡神社由比ガ浜囃子連
9	面掛行列（ <small>こりょうかい</small> 御霊会）	19	今泉はやし会
10	材木座天王唄保存会		

（6）取組の計画的・持続的な推進に関する取組・成果

市では平成28年（2016年）4月に歴史的風致維持向上計画を策定し、様々な歴史まちづくりの取組を進めてきた。策定当初、文化財の保存を除いては事業実施に係る国の支援制度がなく、計画どおりに事業が進捗しない状況にあったが、令和4年度（2022年度）から国の「社会資本総合整備交付金（街なみ環境整備事業）」を導入した。これにより、国の財政支援を受けながら、歴史的建造物の整備、地域の景観向上、市街地環境の整備、伝統文化の継承といった多岐にわたる事業を実施してきた。その結果、まちの魅力の向上や来訪者の増加、歴史文化の継承などの面で成果を上げることができている。

歴史まちづくりに対する市民や関係者の理解を深めるため、第1期計画期間中には国支援事業の費用対効果の分析や毎年度、事業の進捗管理評価を実施した。また、計画期間の中間年にあたり令和2（2020年）年度には中間評価と計画の一部改訂を実施した。これら

の評価分析結果等は市のホームページで公開するとともに、リーフレットの作成・配布等を通じて、計画に基づく取組の周知啓発に努めてきた。これらの活動により、本市の歴史まちづくり事業の有効性や意義について、広く理解を得ることができている。

歴史的建造物の利活用にあたっては、保存活用の実現性や効率性を高めるため、公民連携の可能性を継続的に検討してきた。民間との協力体制を模索しながら進めた結果、いくつかの歴史的建造物において保存活用の取組が実現し、官民が連携して歴史的資源を維持し活用する仕組みづくりが推進されている。

2 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する課題

鎌倉には、社寺の建造物や、別荘として建てられた近代和風・洋風建築物等、各時代の歴史的建造物が重層的に存在している。

このうち、特に歴史的な価値の高いものは、文化財への指定等により保護が図られているものの、地域には数多くの歴史的建造物があり、これらを後世に確実に伝えていくためには、積極的かつ計画的な保存活用への取組の継続が必要となる。また、文化財である建造物への落書きなどの毀損行為が発生しており、その対策が課題である。

文化財として指定等がなされていない建造物や歴史的風致維持向上計画に位置付けがなされていない民間所有の歴史的建造物の多くは、行政による保護や維持管理の助成の対象となっておらず、居住者の高齢化や相続、維持管理費等の問題により、修理が進まないものや、管理者、所有者が明確でないものもあり、維持管理が不十分なものや滅失してしまうものもある。このため、未指定の建造物等について継続的な調査研究や実態把握を進め、学術的、歴史的及び芸術的な価値を明らかにし、指定等を進めるとともに、適切に維持管理し、活用していくことが課題となっている。

また、歴史的建造物の中には、耐震診断、耐震工事、公開活用のためのユニバーサルデザイン化、建築用途の変更等に対応できておらず、誰もが安心して快適に利用でき、かつ十分な公開活用がなされていないものが存在する。市所有の歴史的建造物も同様に、老朽化した施設の整備やユニバーサルデザイン化などが課題となっている。

その他に、社寺の後背に位置し、古都鎌倉らしい歴史的風土を形成する山稜の緑地の保存や防災対策、荒廃した樹林地の機能の維持・回復が課題となっている。

最後に、これらの歴史的建造物の持続的な管理・運営と利活用の促進に向け、歴史的建造物の所有者への資金及び人的な支援、活用希望者とのマッチング制度の適切な運用や、専門家による助言を行う中間支援組織の活用・連携、歴史的建造物の積極的な魅力発信のための検討が課題となっている。

(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する課題

都市計画法や景観法、屋外広告物条例、景観形成ガイドライン等の適正な運用により一定の成果を得ているが、今後も古都にふさわしい土地利用と安全安心なまちづくりを実現するため、これらの制度の継続的な連携・運用が課題となっている。

また、良好な都市景観の形成、安全かつ円滑な通行の確保、都市防災機能向上のため、鎌倉市無電柱化推進計画に基づく電柱類の地中化及び無電柱化の事業化が課題となっている。

交通渋滞や回遊性について、交通需要マネジメント（TDM）施策や歩く観光の推奨による一定の成果は見られるものの、依然、交通環境の改善や回遊性の向上、公共交通機関の混雑緩和が課題となっている。今後は、鎌倉フリー環境手形（公共交通フリー乗車券）の継続、ロードプライシングの導入、画像認識による交通量観測装置等の新しい技術の導入等が必要となる。また、並行して、地域の回遊性を向上のため、「歩く観光」をより一層推奨する取組として、歴史的遺産をつなぐ散策路等の整備対象の拡大や美装化により、ネットワーク化を継続的に推進していくことが必要となっている。

現在、特定の場所や時間に人流が集中するオーバーツーリズムが顕著となっており、住環境と観光の両立や観光客の満足度向上が課題となっている。これらを解消するための来訪者の場所と時間の分散を推進するには、快適な歩行空間整備や効果的な情報発信が不足している。また、来訪者の利便性向上に向けた案内サイン等の多言語化や、交通機関等のユニバーサルデザイン化、観光案内所・トイレ・宿泊施設の充実といったインフラ整備も途上である。インフラ整備だけでなく、観光客が地域コミュニティや環境に責任を持つ「レスポンシブルツーリズム（責任のある観光）」を推進する取組により、住民と来訪者が相互に尊重しあえる環境の構築が課題である。

古都地域特有の地形に対し、安全で快適な市街地環境の向上を図るため、避難・防災施設の整備とともに、市民や観光客等の来訪者に向けた災害時の情報提供の充実や、津波避難等を想定したルート設定が課題となっている。

(3) 歴史的遺産を取り巻く自然環境に関する課題

鎌倉の歴史的遺産の多くは、背景にある緑と一体をなして特色ある歴史的風土を形成しており、鎌倉独自の景観を形成している。この自然環境の保全と適切な維持管理の取組を継続していくことが大きな課題となっている。古都保存法等の法令による指定を受け、一定の土地利用制限がなされている区域の私有樹林地については、支援・助成を行ってきたものの、近年の自然災害の多発化により倒木等が増加しており、安全・安心を確保するための適切な管理が課題となっている。

私有地以外に、国や県、市が買い入れた緑地の維持管理も課題である。買取により行政

が管理する緑地の面積は年々増加しており、緑地内のがけ面の安全対策や隣接する住宅等に支障を及ぼす樹木の管理に追われる状況にあり維持管理、樹木の機能や安全性向上のためには財政面などの課題がある。

そのほか古都を囲む山稜において、古都保存法の厳格な土地利用等の制限により緑そのものは保全されたものの、樹林地としての適切な管理がなされず、一部では荒廃が進み、森林としての機能が低下していることから、緑地機能の維持向上に向けた取組の推進が課題となっている。

市街地の緑地においては、歴史的遺産の一部や背景となっている山稜の緑地との連続性の向上や緑豊かなまちなみの形成に向けた、民有緑地の保全の支援や、市街地の公園等の緑の環境整備等が課題となっている。

鎌倉の自然を守る取組は、多様な主体の連携・協働に支えられてきた。しかし、古都保存法施行後 60 年が経過し、市民等の古都の緑の保全に対する認識が薄れつつある。担い手の高齢化や管理しにくい急峻な地形等の影響により、現状の体制のみでは維持管理に限界が生じている。担い手の充実を図るとともに、鎌倉の風致を守るという意識を後世につなげ、担い手やサポーターが活動を継続するための継続的な支援が課題となっている。

海岸部においては、イベント開催時等の排水施設が未整備であるため、臭気等が海岸環境を低下させている。また、河川からの土砂供給の減少や近年の大型台風による高波等により、海岸浸食が深刻化している。今後も市民団体等と連携しながら、海岸の環境および安全性の維持向上を図っていくことが課題となっている。

(4) 歴史的遺産の保存・公開活用に関する課題

市では、調査研究により歴史的価値が明らかになった文化財について、法令に基づく指定等を行い、保護を図ってきた。しかし、その数が多いことなど、その調査・公開・活用については十分とは言い難い状況にある他、市内博物館での展示や社寺等の文化財の公開活用と連携した、文化財の保存活用の普及啓発が課題となっている。

市内の発掘調査による成果である出土品は膨大な量にのぼり、第1期計画において鎌倉歴史文化交流館が開館されたものの、出土品を公開する場や市民がこれらを身近に感じられる機会は十分といえず、出土品を保管する場所も不足している。これに対し、デジタル技術を活用した収蔵品の公開・活用、地域住民や市内の博物館等の連携を通じた文化財の現況調査結果や様々な歴史的遺産の広く積極的な公開・魅力発信・標示機会の提供を推進していくことが課題となっている。また、鎌倉歴史文化交流館に隣接する市有地での「埋蔵文化財センター」の設置等、文化財の効果的な保存・公開活用に関する検討が課題となっている。

史跡指定地については、効果的・効率的な保存を図るため、現在も宗教活動を継続している社寺の境内を除き、市が所有者の希望に応じて順次公有地化を進めているが、指定地の多さや指定面積の広範さ、財政的事情等から十分な対応ができていない。さらに、公有地化後の整備については、財政的、人的な課題のため一部の史跡を除いて、本格的な整備・活用には至っておらず、現状では主に防災等の安全対策や日常的な維持管理にとどまっている。今後は、効果的な保存・活用・公開を進めることが課題である。

史跡和賀江嶋については、島を構成する玉石が台風等で波にさらわれ、放散しており、適切な保存管理が課題となっている。

(5) 地域の伝統文化の継承に関する課題

伝統芸能は、披露・発表する場の確保とこれらの周知、少子高齢化等による後継者不足や、技術・文化の伝承に課題がある。

「御霊会」の面掛行列のような貴重な伝統行事の実施及び後継者不足に対する継続的な支援も課題となっている。あわせて、これら無形民俗文化財や地域に伝わる芸能の調査、実態の把握も課題となっている。

社寺等における祭礼・行事についても、氏子や檀家の高齢化等により、神輿や囃子等の担い手不足が課題となっている。また、それらがもつ歴史的・文化的な価値を把握し、適切な記録・保存や文化財への指定等、後世に確実に受け継いでいくための基盤整備が課題となっている。

また、伝統工芸品として指定されている鎌倉彫については、その歴史及び価値についての理解や周知、技術の保存や次世代の担い手育成が課題となっている。

次世代を担う子どもたちをはじめ、住民や来訪者が地域の歴史・文化に触れ、学び、体験・交流できる機会を増やすための継続的な取組が課題となっている。

(6) 取組の計画的・持続的な推進に関する課題

歴史まちづくりの推進には多額の費用を要することから、国の支援制度を最大限に活用し、取組の実現に向けた安定的な財源を確保することや、県の事業との連携が課題となっている。

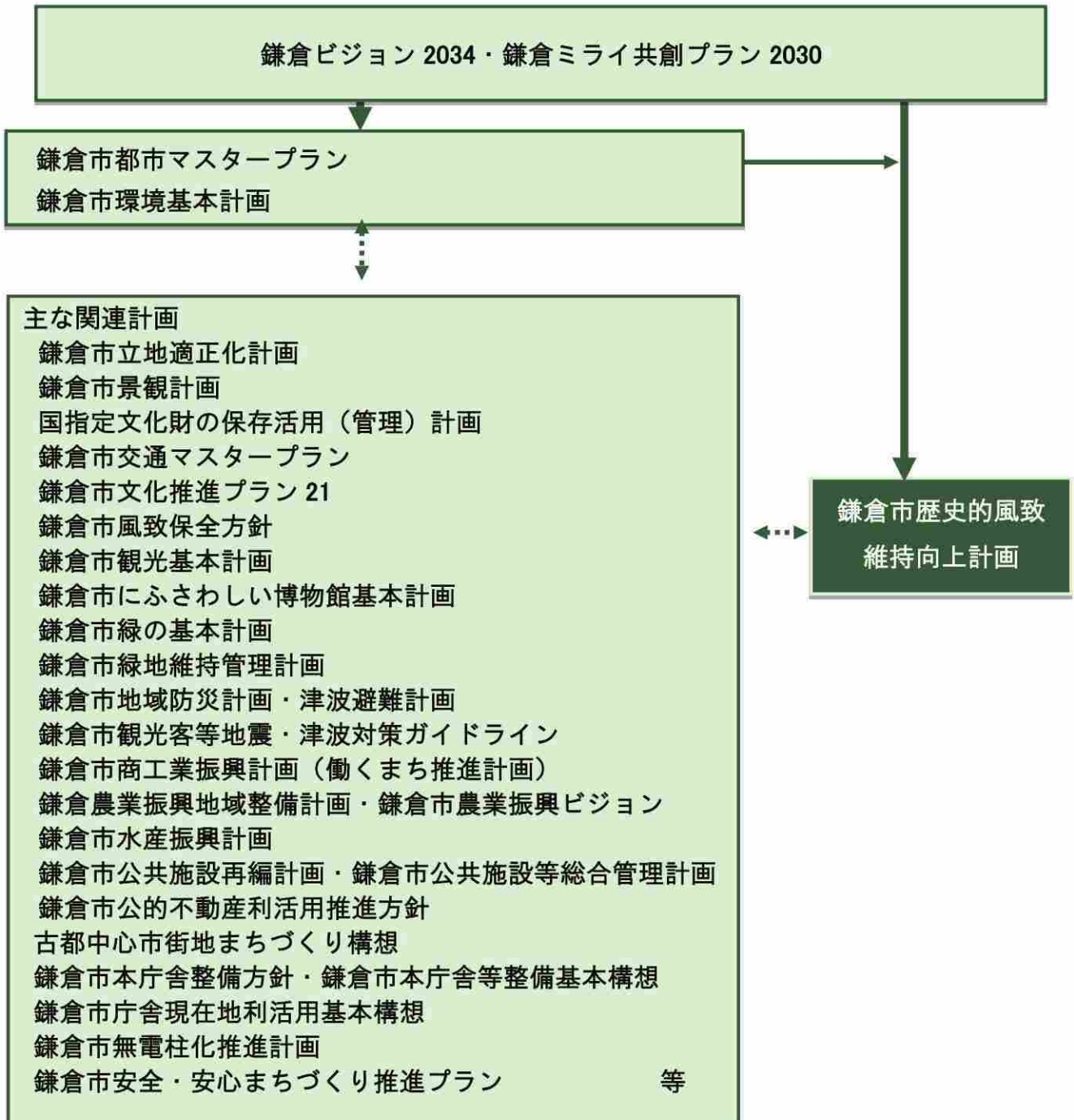
歴史的風致の維持向上に向けた取組を推進することについて、費用対効果の分析や毎年度の事業の進捗管理評価の結果の公表等により事業の透明性を向上させ、市民や関係者からの広い理解と協力を得ることが課題となっている。

歴史的遺産の保存活用の実効性・効率性を向上させるためには、歴史的遺産への市民の関心を高め、行政、市民、市民団体、事業者、学識経験者、社寺などの多様な主体が協働し、歴史的資源を保全、活用、継承する持続的な仕組みづくりが課題となっている。

3 既存計画

本計画と令和8年（2026年）〇月に策定した「鎌倉ビジョン 2034・鎌倉ミライ共創プラン2030」をはじめとする、「鎌倉市都市マスタープラン」「鎌倉市景観計画」等の上位・関連計画との関係を以下に示す。

なお、本計画と関連する部分は、赤枠もしくは赤下線で示すこととする。



(1) 鎌倉ビジョン 2034・鎌倉ミライ共創プラン 2030★更新中★

令和8年(2026年)〇月に、令和8年度(2026年)を初年度とする市の総合計画を策定した。

基本構想の名称は「鎌倉ビジョン 2034」となっており、計画期間は令和8年(2026年)度から令和16年(2034年)度までとなっている。「鎌倉ビジョン 2034」では、基本理念として「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神を掲げ、将来都市像は、平成8年(1996年)度を初年度とする第3次鎌倉市総合計画の将来都市像を引き継ぎ、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」を将来都市像に定めている。また、将来目標は「生涯にわたって、誰もが安心して、自分らしく暮らせるまち＝共生社会」と定めており、3本柱のうちの一つに「自然・歴史・文化を未来につなぐまち」として、歴史・文化的遺産、海、自然の景観、先人から引き継がれてきた市に対する想いを活用しながら次世代に引き継いでいくとしている。

■将来都市像

古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち

■将来目標

生涯にわたって、誰もが安心して、自分らしく暮らせるまち＝共生社会

1. 自然・歴史・文化を未来につなぐまち

2. 多世代・多文化・多様な絆がいきるまち

3. ひとの想いが尊重される豊かで安全なまち

基本計画の名称は「鎌倉ミライ共創プラン 2030」となっており、計画期間は令和8年(2026年)度から令和12年(2030年)度までとなっている。「鎌倉ミライ共創プラン 2030」では、まちづくりの基本方針に「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」を掲げ、施策を6つに体系化している。ものづくりの伝承の支援や、歴史的遺産の調査研究・保護修理・環境整備、良好な風致の維持による歴史的風土の保存など、鎌倉市歴史的風致維持向上計画に関する取組があげられており、以下に歴史的風致の維持・向上に関連する取組を示す。

■まちづくりの基本方針

個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現

■施策の体系

- ア. 施策の前提
- イ. 横断的施策
- ウ. ひとの共創
- エ. 暮らしの共創
- オ. まちの共創
- カ. 計画推進体制

- 3-10 商工業
- 3-15 歴史
- 4-5 風致景観

■主な取組

- ものづくりの伝承を支援します
- 文化財保護に向けた調査研究、保存修理及び環境整備を行います
- 史跡保護に必要な環境整備を行います
- 鎌倉特有の文化遺産、歴史遺産を守り伝えていきます
- 「歴史的風致維持向上計画」を推進します
- 良好な都市景観形成の誘導を進めます
- 地域固有の景観資源を保存・活用します
- 良好な風致を維持し、歴史的風土を保存します

(2) 鎌倉市都市マスタープラン

平成10年(1998年)3月に策定された鎌倉市都市マスタープランは、令和10年(2028年)3月を計画年として、基本理念に「暮らしに自然・歴史・文化がいきる古都鎌倉」を掲げており、平成27年(2015年)9月に見直しが行われた。基本目標の7つのうち、「緑や地形をいかした古都にふさわしいまち並みのある都市(みどりともちなみ)」「鎌倉ならではの多様な産業が根づく都市(なりわい)」「皆が共に憩い愉しむ都市(たのしみ)」が、歴史・文化に関わる目標となっている。

将来都市構造については、都市拠点が3か所、地域活性化拠点が2か所設定され、都市機能の集積や地域活性化を促進する拠点として位置づけられている。5つあるゾーンは、それぞれの地域特性に応じた整備に加え、歴史的資源や空き家となっている邸宅を活用するなど、各地域において地域資源をいかした産業、観光・文化空間を整備し、鎌倉ならではの多様な産業が根づく、職住近接の都市空間を目指すとしている。

その他に、鎌倉特有の山稜部や緑地の分布を緑の骨格として位置づけ、緑の保全・維持管理に取組み、緑に囲まれた市街地構造の明確化を図るとしている。

■ 基本理念

くらしに自然・歴史・文化がいきる古都鎌倉

■ 基本目標

- (1) 緑や地形をいかした古都にふさわしいまち並みのある都市（みどりとまちなみ）
 - ・ 山並みに囲まれ、海・川の水辺が身近にあるまち
 - ・ 古都の香り、品格のあるまち並み
- (2) 環境負荷の少ない都市（かんきょう）
 - ・ 清浄な大気と水の確保
 - ・ 健康的な環境の確保（交通公害、観光公害への対応）
 - ・ 生態系の保全
 - ・ 資源、エネルギーを大切にすまち
- (3) 人と環境にやさしい交通の都市（いどう）
 - ・ 循環を壊さない交通システムをもつまち
 - ・ 歩く環境を重視するまち
- (4) 安心して住み続けられる都市（くらし）
 - ・ 子どもから高齢者まで、誰もが住みやすいまち
 - ・ 安心して、安全に、快適に暮らせるまち
- (5) 鎌倉ならではの多様な産業が根づく都市（なりわい）
 - ・ 鎌倉の環境や文化をいかした魅力的な商工業のあるまち
 - ・ 地域の恵みをいかした都市型農業・漁業のあるまち
 - ・ 訪れる人々をもてなす観光のまち
- (6) 皆が共に憩い愉しむ都市（たのしみ）
 - ・ 自然や歴史・文化に親しむことのできるまち
 - ・ 住む人も、訪れる人も共に憩い愉しむことのできるまち
 - ・ だれもが、いつでも学べるまち

(3) 鎌倉市環境基本計画★更新中★

鎌倉市環境基本計画は、国の 2050 年カーボンニュートラルなどの動向を踏まえて、「持続可能な社会の実現に向けた SDGs の考え方」や「温室効果ガスの更なる削減、脱炭素化に向けた取組、頻発する異常気象や激甚化する災害等気候変動による影響への対応」などに重点を置き、令和 4 年（2022 年）5 月に改定が行われた。自然環境と歴史的遺産などの鎌倉の個性を尊重しつつ、環境保全を図るとしている。

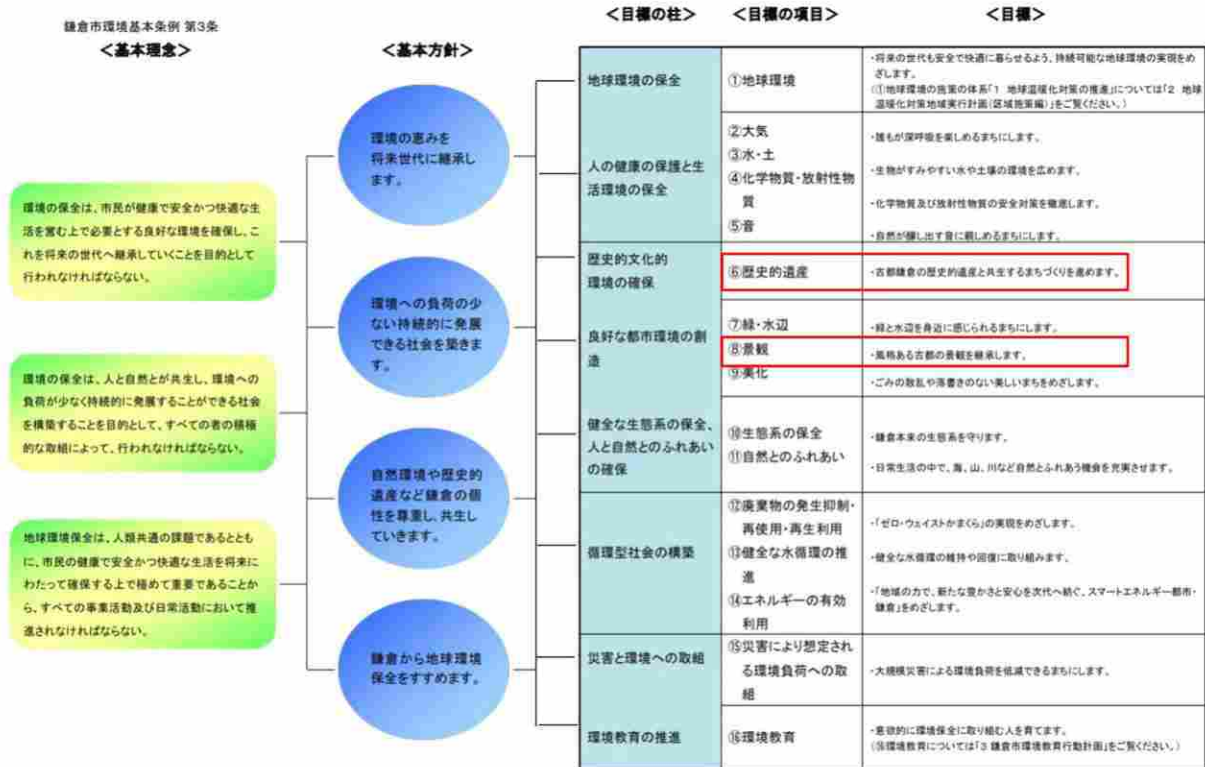


図3-2 鎌倉市環境基本計画における基本方針・目標等

(4) 鎌倉市立地適正化計画

市では、総合計画や都市マスタープラン等での取組をさらに具体化する中で、それらの実現を目指し、鎌倉市立地適正化計画を策定した。都市機能誘導、居住誘導、公共交通ネットワークの3つについて、それぞれの方針や誘導する施策を定めている。

■方針

方針1 都市機能誘導	本市全体の活力や魅力を高める3つの都市拠点の形成 〈誘導方針1-1〉本市の風格と活力を創出する都市拠点(鎌倉・大船)の質の向上 〈誘導方針1-2〉本市の新たな魅力あるライフスタイルを提供する都市拠点(深沢)の形成
方針2 居住誘導	安全・安心で多様なライフスタイルを可能とする住環境の形成 〈誘導方針2-1〉自助・共助・公助による安全で安心な住環境の確保 〈誘導方針2-2〉住宅地ごとの特性をいかした地区人口の維持・誘導 〈誘導方針2-3〉市民の暮らしの質を高める身近な拠点の形成
方針3 公共交通ネットワーク	市内の自由な移動と交流を促進する公共交通ネットワークの形成 〈誘導方針3-1〉拠点への公共交通によるアクセス性の向上 〈誘導方針3-2〉公共交通の円滑化に向けた道路網整備

■誘導施策

都市機能誘導	① 古都鎌倉にふさわしい拠点内の空間形成 ② 市庁舎の移転と合わせた公共施設の再編 ③ 大船駅東口での再開発事業の推進による都市機能の立地誘導 ④ 拠点へのアクセス性や回遊性の向上に資する環境整備 ⑤ 深沢地域でのまちづくりと一体となった各種都市機能の立地誘導
居住誘導	① 魅力的な住環境・住宅ストックの確保 ② 深沢地域でのまちづくりと一体となった都市型住宅の供給 ③ 空き家等の活用を促進するための支援 ④ 良好な住宅ストックの提供 ⑤ 緑の多い良質な住環境の形成 ⑥ 商店街等の魅力を高めるための支援
公共交通ネットワーク	① 公共交通ネットワークのサービス水準の維持 ② 都市計画道路の整備推進 ③ 新たな交通システム等の導入による交通不便地域等の解消

(5) 鎌倉市景観計画★更新中★

市では、調和と風格ある鎌倉らしい景観形成を総合的かつ計画的に進めるために、景観法に基づき、平成19年（2007年）に「鎌倉市景観計画」を策定し、良好な景観づくりを進めてきた。計画では、鎌倉市全域を「古都鎌倉大景」に設定するとともに、地域特性等により、「古都景域」と「都市景域」の2つの景域、5つの景観地域、4つのベルト、3つの拠点を設定し、それぞれについて景観形成の方針を定めている。市域全体の基本目標を以下に示す。

■基本目標

- (1) 自然環境と歴史的遺産が融和した都市景観の形成
- (2) ヒューマンスケールの都市景観の形成
- (3) 地域の個性を尊重した風格ある都市景観の形成
- (4) 新しい時代にこたえる生き生きとした都市景観の形成
- (5) 心を豊かにする都市景観の形成

市の全域	2つの景域	5つの景観地域	4つのベルト	3つの拠点
古都鎌倉大景域	古都景域	古都景観地域	海浜ベルト	鎌倉駅周辺拠点
		古都丘陵景観地域		
	都市景域	都市丘陵景観地域	北鎌倉ベルト	大船駅周辺拠点 深沢新都市拠点
		都市景観地域		
		玉縄丘陵景観地域		



図3-3 鎌倉市景観計画における景域、景観地域、ベルト、拠点

(6) 国指定文化財の保存活用(管理)計画

市内の多くの社寺境内等は、史跡・名勝のうち 20 ヲ所においては、保存活用（管理）計画を策定し、保存・管理・活用に係る方針を示している。また、鶴岡八幡宮、建長寺、円覚寺などに所在する建造物においては保存活用計画を策定し、各建造物の保存・管理の基本方針を定め、各区域における保存・管理・公開の方針を示している。

今後も、指定や登録を受けている文化財については、法や条例、保存管理計画及び保存活用計画に従い、適切な保護の措置を講じ、重点区域の核となる歴史的な建造物の保存管理に努めていくとともに、未指定の物件については、計画的・継続的な調査研究を進め、順次指定等を行うこととする。

表3-3 保存管理(活用)計画策定済の史跡一覧(令和8年4月1日時点)

図中 番号	名称	策定	備考
1	史跡鶴岡八幡宮境内	昭和 63 年（1988 年）3 月	平成 13 年（2001 年）3 月改訂 平成 23 年（2011 年）12 月資料編策定
2	史跡若宮大路	平成 18 年（2006 年）3 月	
3	史跡荏柄天神社境内	平成 19 年（2007 年）3 月	
4	史跡建長寺境内・ 名勝及史跡建長寺庭園	平成 18 年（2006 年）3 月	
5	史跡瑞泉寺境内・ 名勝瑞泉寺庭園	平成 19 年（2007 年）3 月	
6	史跡鎌倉大仏殿跡	平成 19 年（2007 年）3 月	
7	史跡覚園寺境内	平成 19 年（2007 年）3 月	
8	史跡永福寺跡	昭和 53 年（1978 年）3 月	平成 23 年（2011 年）12 月資料編策定
9	史跡 ^{ほっけどう} 法華堂跡（源頼朝墓・北条義時墓）	平成 19 年（2007 年）3 月	
10	史跡北条氏常盤亭跡	平成 19 年（2007 年）3 月	
11	史跡和賀江嶋	平成 18 年（2006 年）3 月	
12	史跡仏法寺跡	平成 20 年（2008 年）3 月	
13	史跡一升榭遺跡	平成 20 年（2008 年）3 月	
14	史跡朝夷奈切通、史跡名越切通、史跡亀ヶ谷坂、史跡仮粧坂、史跡大仏切通	平成 20 年（2008 年）3 月	
15	史跡浄光明寺境内・ ^{れいげいためすけ} 冷泉為相墓	平成 20 年（2008 年）6 月	
16	史跡寿福寺境内	平成 20 年（2008 年）6 月	
17	史跡極楽寺境内・忍性墓	平成 20 年（2008 年）6 月	

図中番号	名称	策定	備考
18	史跡東勝寺跡	平成 20 年 (2008 年) 7 月	
19	史跡円覚寺境内・名勝 及史跡円覚寺庭園	平成 22 年 (2010 年) 3 月	
20	史跡浄智寺境内	令和 4 年 (2022 年) 3 月	

※ 図中番号は図 3-4 に対応している。

表3-4 保存活用計画策定済の建造物一覧(平成 29 年7月1日時点)

図中記号	名称	策定
a	円覚寺 (舍利殿)	平成 22 年 (2010 年)
b	鶴岡八幡宮 (大鳥居・摂社若宮・上宮・末社丸山稲荷社本殿)	昭和 63 年 (1988 年)
c	荏柄天神社 (本殿)	平成 19 年 (2007 年)
d	建長寺 (仏殿・昭堂・唐門・山門・法堂・大覚禪師塔)	平成 18 年 (2006 年)
e	覚園寺 (開山塔・大燈塔)	平成 19 年 (2007 年)
f	極楽寺 (忍性塔・五輪塔)	平成 20 年 (2008 年)

※ 図中番号は図 3-4 に対応している。

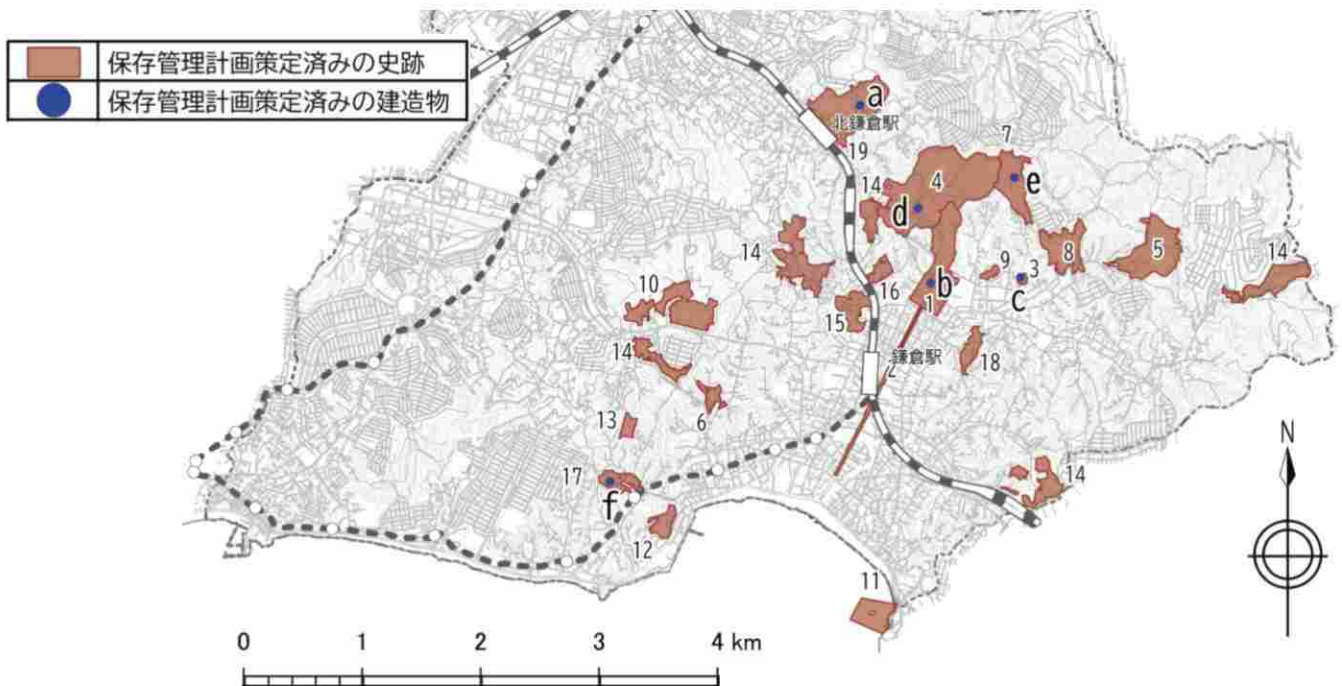


図3-4 保存管理(活用)計画策定済みの史跡と保存活用計画策定済みの建造物

※ 保存活用計画策定済みの建造物の位置は円覚寺 (舍利殿)、鶴岡八幡宮 (上宮)、荏柄天神社 (本殿)、建長寺 (仏殿)、覚園寺 (開山塔)、極楽寺 (忍性塔) の位置を示している。

(7) 鎌倉市交通マスタープラン★更新中★

市では、将来の鎌倉市の都市像にあわせた、総合的な交通政策の基本方針を定めた「鎌倉市交通マスタープラン」を平成10年（1998年）3月に策定し、平成16年（2004年）5月に改定している。

本計画では鎌倉地域及び切通を含む社寺の背景にある山稜部を「古都継承地域」、大船地域・深沢地域・腰越地域を「都市地域」とゾーニングしている。「古都継承地域」については、自動車交通を抑制し、歩行者・自転車や公共交通機関が中心の交通体系にしていき、「都市地域」については自動車交通の渋滞等の課題について各地域の需要や課題に対してきめ細かく取り組んでいくとしている。これらについて歴史的風致の向上に関連する基本方針に関連する箇所を抜粋して示す。

なお、改定から20年以上が経過するなかで、超高齢社会の進展、自動車運転技術の進展、新たな移動の概念である MaaS や次世代交通システムなど多様な地域交通手段の登場、首都圏中央連絡道路の開通などの社会情勢の変化に対応するため、令和8年（2026年）3月に改定が予定されている。



図3-5 鎌倉市交通マスタープランにおける2つのゾーニング

第4章 交通体系整備の基本方針

1. 将来都市構造から見た交通計画

1) 土地利用の基本方針と将来都市構造

- ・ 本市の最大の特徴である歴史的遺産とそれを取り巻く豊かな自然環境を保全し、公共の福祉を優先させ、地域・地区の特性を生かした生活環境と都市環境を確保するため、総合的かつ計画的な土地利用を図ります。
- ・ 古都らしさを継承し、快適な都市生活機能を高めていく地域や鎌倉の新たな魅力を創造していく地域など、それぞれの特性を生かした土地利用を図ります。
- ・ とくに、自然・歴史環境の骨格となっている鎌倉地域の周辺区域は、歴史的遺産と一体となった緑豊かな自然環境の保全を図ります。
- ・ 海浜部や腰越駅周辺を魅力ある地区及び拠点として形成をめざします。

3. 交通体系整備の基本方針

1) 基本的考え方

①鎌倉の将来の活力を創造する交通環境の整備

「都市地域」では、市街地整備の構想に対応して幹線道路網を計画的に整備し、広域幹線道路へのアクセスの向上を図るとともに、円滑で快適な公共交通機関の確保やその他の自動車も使いやすい交通環境を整備することによって、将来の鎌倉の活力を創造し、自動車交通に積極的に対応した交通体系をめざします。

②古都鎌倉の歴史性を生かした交通需要管理施策の推進

「古都継承地域」では、公共交通機関の使いやすさを向上させ、自動車の利用を抑制することを基本とし、古都らしさを生かし、歩行者や自転車の交通環境の向上を主体とした交通体系をめざします。

③幹線道路網の強化などによる住宅地での居住環境の保全

住宅地域では、周辺の幹線道路の強化や住宅地内の道路における交通の静穏化により通過交通を抑制し、居住環境の保全を図るとともに、ミニバス路線の新設や路線の見直しなどにより交通不便地域の解消をめざします。

3) 道路の整備方針

(1) 自動車交通への対応

「古都継承地域」の自動車に対する基本的な方針は、自動車交通を抑制し、徒歩や自転車及び公共交通機関を主体とした交通体系に変えていくこととします。この目標に向かっては、交通管理施策の展開や公共交通の利便化の推進など、本市の道路体系の再編の中に自動車交通の需要管理を可能にするための基盤整備という価値

観を折り込んで、ハード、ソフトを含めた実現化の方策を検討します。

「都市地域」においても、環境保全や既存の交通施設の効率的な活用の観点から自動車交通の需要管理にはきめ細かく取り組む必要があります。とくに、朝の通勤時の渋滞解消といった課題に対しては、時差通勤の実施や企業送迎バスなどの対応を進めます。

(2) 公共交通への対応

「古都継承地域」においては、早期には道路空間の確保が極めて難しいことから、バスの優先化方策を講ずるとともに、交通需要管理により自動車利用を抑制し、公共交通の利便化を図ることとします。さらに乗合タクシーの導入の可能性について検討していく必要があります。

「都市地域」においても、交通利便性を高めるとともに、自動車交通を適正な水準に導くためには、公共交通機関の機能の充実を図ることが必要であり、ミニバス路線網の充実やダイヤルバスの導入など運行システムやバスの優先化方策の検討を進めます。

(3) 歩行者・自転車への対応

歩行者や自転車のための空間確保については、市民要望も高く、特に重要な課題としてその整備を進める必要があります。

歩行空間や自転車の走行空間の確保については、道路幅員の拡幅によることが基本となりますが、地域によっては、交通需要管理などにより、自動車の交通量を減らして、既存の道路空間の有効活用により歩行者や自転車を優先することも検討します。

(4) 駐車場及び駐輪場への対応

「都市地域」では、拠点整備の構想に対応し、その駐車需要に応じた駐車施設の配置を検討することとします。

「古都継承地域」においては、観光を目的とした自動車交通の需要の増大を引き起こす要因となる駐車場の整備は極力抑制し、地域外縁部での駐車場の確保を進めることとします。

駐輪施設については、主要な鉄軌道駅周辺で整備を進めるものとします。

(8) 鎌倉市文化推進プラン 21

鎌倉の文化の形成を振り返り、日々の生活のなかで形作られる文化を検証・継承・発信して新たな文化の創造につなげるための「鎌倉市文化推進プラン 21」を作成した。平成15（2003）年1月にプランが策定され、平成27年（2015年）3月に改定された。本プランでは、歴史の中で形成された鎌倉の文化を「芸術文化」と「生活文化」に区分し、それぞれを「形のあるもの」と「形のないもの」に分類・整理している。

■文化の分類

「芸術文化」：主に芸術分野における文化。

「生活文化」：日々の生活の中に生きている日常的な文化。

「形のあるもの」：歴史的な建造物、史跡、芸術作品など、文物として残っているもの。

「形のないもの」：生活上の習慣、行事、精神的な枠組みなど、形のないもの。

表3-5 文化の分類の例

	形のあるもの	形のないもの
芸術文化	仏像 絵画 鎌倉彫・刀剣などの伝統工芸品 漆絵・漆器等の埋蔵文化財等	連歌・和歌 俳句・川柳 書道 漢詩 鎌倉文士の活動 芸術作品の保護活動等
生活文化	切通 やぐら 和賀江嶋等の港 別荘建築物 海水浴場 鉄道軌道 ナショナルトラスト運動で買い取られた土地等	社寺における祭礼・行事 遊山 商店の営み 御用聞き制度などの別荘文化 鎌倉カーニバルなどの行事 市民による美化活動や緑地保全活動 マリンレジャー等

プランでは、鎌倉の文化の変遷と現状について、特徴と課題を整理し、文化政策の視点を「文化の検証と研究」「文化の継承」「文化の支援」「文化の交流」「文化の創造と発信」の5項目に体系化を行い、さらに項目ごとに「芸術文化」と「生活文化」に分類して整理した。

検証、精神の再認識、知恵と活力に学ぶ、社会的活動の検証、活かす方策の発見	1文化の検証と研究	芸術文化	歴史や文化の発掘と研究 歴史や文化の再評価と再考
		生活文化	現在の生活に取り入れるものの検証 現在の生活に影響を与えた近代史の研究 重要建築物の検証 道に関する文化の検証
保護、保存継承、引き継ぎ、次代に継承、意識を継承する、らしさを継承する	2文化の継承	芸術文化	継承すべき文化の評価 歴史的遺産や鎌倉ゆかりの作品の保存と活用 鎌倉でよく使われた芸術文化の継承
		生活文化	文化を共有する場の設定 重要建築物等の保全・活用 生活の知恵・工夫の継承 鎌倉の歴史を知る場の設置 良好な都市景観の維持 平和意識の醸成
助け合いながら復興、文化を育てる、支える仕組みづくり、活動できる文庫、活動しやすい環境づくり	3文化の支援	芸術文化	鑑賞する機会の提供 参加する機会の提供 アーティストレジデンスの充実
		生活文化	市民と行政が協力して行う支援 生涯学習の推進 歴史的文化に学ぶ活動への支援
連携を図る、協働・共生	4文化の交流	芸術文化	交流の場や機会の確保 文化施設情報のネットワーク
		生活文化	都市間交流の推進 交流によるまちづくり 文化情報の充実
知恵を持つ、身近に感じる、魅力高め、不断の努力、仕組みの確立、精神を現代に活かす、誇りを感じる、現代生活の糧とする、らしさを生み出す、まちづくりへの参加、文化の集積を促す、発想や行動を促す、歴史への理解に深まり、参画できる機会の増大	5文化の発信	芸術文化	文化プロデュースの必要性 文化発信の場の整備 文化情報の発信
		生活文化	鎌倉らしさを大切にしながらまちづくり 良好な都市景観形成 市民と行政が協力して行う文化の発信 世界遺産登録に向けて

図3-6 歴史を継承し、新たな文化を創造する視点

(9) 鎌倉市風致保全方針

鎌倉市風致地区条例（平成 25 年鎌倉市条例第 22 号）第 3 条第 1 項の規定により、鎌倉風致地区について、平成 28 年（2016 年）に風致保全方針が定められた。

鎌倉風致地区は、古都鎌倉市街地の背後に連なる丘陵地や風光の美に富んだ海浜部等の自然、国民的遺産である古都鎌倉の史跡等と自然的環境が一体をなす歴史的風土や緑豊かなまち並みが結びついていることが特色となっており、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画、都市計画法に基づく鎌倉市都市マスタープラン、都市緑地法に基づく鎌倉市緑の基本計画、景観法に基づく鎌倉市景観計画と整合を図りつつ、行為の規制により、風致の維持・創出することを施策の基本方針としている。

鎌倉風致地区の特性に応じ、以下の行為について種類・規模・自然環境を考慮し、風致に影響を及ぼすおそれのある行為を段階的に規制するとしている。

- ア 建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転
- イ 建築物等の色彩の変更
- ウ 宅地の造成等
- エ 水面の埋立て又は干拓
- オ 木竹の伐採
- カ 土石の類の採取
- キ 屋外における物件の堆積

(10) 鎌倉市観光基本計画★更新中★

市では平成 28 年 3 月に第 3 期鎌倉市観光基本計画を策定した。本計画では、第 1 期及び第 2 期の計画で掲げていた、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思えるまちづくりという基本理念を踏襲しつつ、鎌倉市本庁舎等整備基本構想なお、第 3 期計画の計画期間が満了することや、様々な社会情勢の変化に対応するため、令和 8 年（2026 年）3 月に改定を行った。観光基本計画の上位計画として、鎌倉市総合計画、鎌倉市都市マスタープラン、鎌倉市環境基本計画とともに、鎌倉市歴史的風致維持向上計画が位置付けられている。以下に、基本理念と歴史・観光まちづくりに関する目標・施策体系を抜粋する。

■基本理念

住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉

■目標と施策体系

第 3 章 施策体系

c) 目標 III 多様な資源を活用した観光コンテンツ整備・充実

鎌倉のもつ普遍的な価値を広く体感していただくために、本市が保有する豊富な歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを進めることで、歴史的風致の維持向上を図り、日本国内だけではなく、世界に誇れる観光都市を目指します。そのために、文化財を含む歴史的遺産の保全・整備・磨き上げを行いながら、地域の文化と自然、人々の活動に根ざした着地型観光の推進を図り観光旅行者の利便性を向上させるとともに、新たな観光資源の発掘・開発と活用にも取り組むことで、観光の選択肢を広げ、分散型観光の推進につなげます。

また、これらの観光資源に関する情報について、観光旅行者が必要な時に必要な情報に必要な言語でアクセスし取得できるよう情報の一元化を進めるとともに、新たな情報発信媒体の活用などにも取り組みます。

<施策分野>

- ・歴史的・文化資源を生かした歴史・観光まちづくり
- ・地域と共に創る鎌倉ならではの観光の推進
- ・観光資源に関する効果的な情報発信
- ・観光資源の保全・整備・磨き上げ
- ・新たな観光資源の発掘・開発と活用

目標 1

鎌倉の貴重な歴史遺産を守る

文化財を最適な環境で保存するとともに、地域と協力して貴重な歴史遺産を守り伝えていきます。

目標 2

歴史遺産と文化を支える人を育てる

こどもたちの学びの場を創出し、郷土への誇りと愛着の心を育み、鎌倉の歴史遺産を守り伝える思想を醸成します。

目標 3

新たに歴史遺産を見出す

調査研究によって歴史遺産を見出し、その価値を図ることで、遺産の活用につなげます。

目標 4

魅力を発信し活用する

鎌倉の歴史遺産が持つ価値と魅力を多くの方々に伝え、遺産を次の世代へと受け継ぐための取り組みを推進します。



図3-8 鎌倉ミュージアムのイメージ

(12) 鎌倉市緑の基本計画

鎌倉市では平成8年（1996年）に鎌倉市緑の基本計画を策定し、「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」とした基本理念や緑の将来都市像などの計画の基本的方針のもと、歴史的風土特別保存地区の拡大や特別緑地保全地区の新たな指定など様々な事業を展開してきた。令和4年（2022年）の改定では、これまで取り組んできた「グリーン・マネジメント」の考え方を強化し、SDGsの目標達成といった共生への取組、そして今回「持続可能な緑を目指して-グリーンインフラの考え方-」の概念を鎌倉市の緑の特色として位置づけるといった新たな視点を加味してまとめた。

7つの緑の将来都市像のうちの一つとして、「緑と歴史文化が融合した都市」を掲げており、緑の機能別方針として、「歴史文化を守る緑」・「交流とふれあいを広げる緑」・「美しい景観をつくる緑」について、歴史的風致の維持向上に関する取組方針が示されている。

■ 基本理念

山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉

■ 緑の将来都市像

緑が都市環境の基盤を形成している都市

緑と歴史文化が融合した都市

緑による安全安心が保たれている都市

緑が環境負荷を和らげている都市

緑の中で活発な交流ふれあいが広がる都市

身近な生活空間に緑が豊かに存在する都市

多くの市民が緑を育てていく都市

広域的な緑のネットワークの中核をなす都市

■ 緑の機能別方針

歴史文化を守る緑

安全安心をもたらす緑

環境負荷を和らげる緑

生き物を育む緑

交流とふれあいを広げる緑

美しい景観をつくる緑

暮らしを支え豊かにする緑

- 古都の歴史的風土を構成する樹林地を一体的に保存し、継承します
- 歴史文化とのふれあいの場の保全・活用を図ります
- 市域に分布する歴史文化資源と結びついた緑を保全・活用します
- 歴史文化の緑を支える連携を推進します

- 歴史文化や美しい自然・景観とのふれあいの場を増やします

- 鎌倉を特色づける山・海の自然景観の緑を保全・継承します
- かまくら景観百選に選定されている水・緑の景観を保全・活用します

(13) 鎌倉市緑地維持管理計画★中間見直し予定★

鎌倉市緑地維持管理計画は、市が管理する緑地について、従来の事後保全型から防災やコスト削減を重視した予防保全型管理への転換を図るため、平成31年(2019年)3月に策定された。社寺・史跡の背景となる山稜や斜面地等の緑地において、倒木や崖崩れのリスク評価に基づき優先順位を定めた適切な維持管理が推進していくとしている。これは、市民の安全確保に加え、古都の景観を構成する重要な要素である樹林地の保全を通じ、歴史的風致を将来にわたり維持向上させるための基盤となる取組である。

リスク評価に基づき、維持管理の優先順位の高い緑地として61緑地を指定している。



図3-9 優先順位の高い61緑地の位置図

(14) 鎌倉市地域防災計画・津波避難計画

鎌倉市地域防災計画は令和6年（2024年）3月に改正され、市内に存在する中世以降の建造物等の文化財や歴史的遺産と結びついた緑について、防災対策や災害時の施策を定めている。以下に、該当する箇所を抜粋する。

第1編 地震・津波災害対策

第1章 地震・津波災害予防計画

第2節 歴史的遺産と自然環境の保全

【施策の体系】

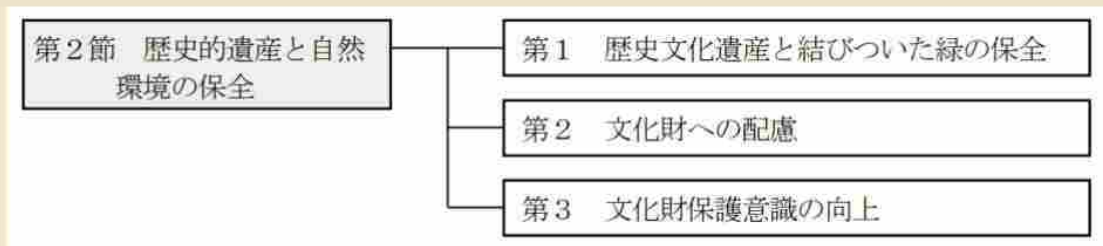


図3-10 施策の体系

第1 歴史文化遺産と結びついた緑の保全

国指定史跡や歴史的風土特別保存地区をはじめ、重要な歴史文化資源と結びついた緑は、火災時の延焼防止機能を有することから、その保全に努めます。

第2 文化財への配慮

1 文化財災害の予防

- (1) 市及び市教育委員会は、文化財所有者及び管理者等と連携を図りながら、文化財を保護するための事前対策や応急対策等について情報の共有化を図ります。
- (2) 市及び消防本部は、文化財防火デーを中心に、文化財保有社寺等において、関係者を含む合同の消防総合訓練や立入検査を実施し、文化財保護の予防対策の推進を図ります。

2 被災文化財の修復・再生

- (1) 市及び市教育委員会は、歴史的風致形成建造物等を地震災害から守るために、必要に応じて耐震調査や改修設計、内外装の修繕等を実施します。
- (2) 市及び市教育委員会は、史跡等の文化財について、映像、図面等による災害発生前の状況の詳細な記録保存等、被災文化財の修復・再生のための対策を検討します。
- (3) 市は、平常時から災害時における文化財と一般廃棄物のがれき等との混合防止対策について協議・検討を行います。

第3 文化財保護意識の向上

市及び市教育委員会は、県教育委員会と協力し、関係機関をはじめ、広く市民等に対し文化財保護意識の啓発に努めるとともに、文化財の所有者、管理者等に対して地震災害対策の事前対策、応急対策等の必要性について啓発し、文化財保護意識の向上を図ります。

第2章 地震・津波災害応急対策計画¹

第12節 文化財等の災害応急対策

【施策の体系】

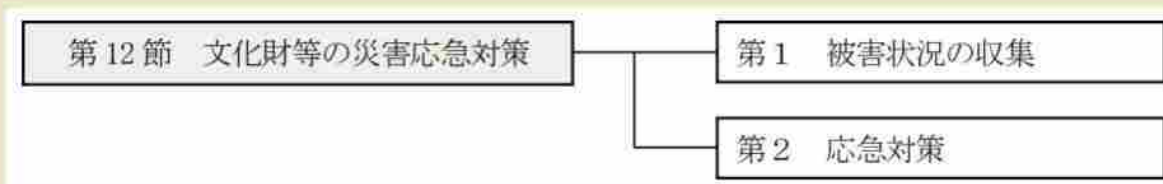


図3-11 施策の体系

第1 被害状況の収集

市は、文化財等の被害状況の収集・把握に努め、文化財等が滅失しないよう応急措置を検討します。

第2 応急対策

文化財等が被災し滅失のおそれがある場合は、災害の段階に応じて、一時的な保護等必要な措置の実施を図ります。

1 被害の把握等

- (1) 文化財等の所有者・管理者（防火管理者をおくところは防火管理者）は、文化財の被災状況を調査・把握し、その内容を直ちに消防本部、市及び県教育委員会に通報します。消防本部は、災害対策本部に情報を提供します。
- (2) 文化財等の所有者・管理者による通報が困難な場合は、市教育委員会が文化財等の被害状況を調査するとともに、所有者・管理者の安否を確認します。市教育委員会は、被害調査後、県教育委員会、文化庁等関係機関に報告します。

2 応急措置

(1) 被災現場の保存

- ア 被害を受けた文化財等の所有者・管理者は、防護柵を設けるなど、現場の保存に努めます。
- イ 所有者・管理者のみで現場の保存を行うことが困難な場合は、市は、ビニー

¹地震・津波災害だけでなく、風水害についても同様の対応が定められている。

ルシート、防護柵やロープ等を提供し、応急措置を講ずるとともに、市教育委員会、県教育委員会、文化庁等関係機関に応急措置の支援を求めます。

ウ 文化財等の所有者・管理者は、盗難等を防止するために、警察署や警備会社に協力を求めます。

エ 市は、文化財等の保管場所が損害を受けた場合には、公共施設等に一時的に保管させるなどの措置を講じます。

(2) 他機関との協議

市教育委員会は、国宝や国・県指定重要文化財等について、被災状況を収集・調査した結果を文化庁及び県教育委員会に報告し、速やかに文化財等を復旧・維持できるように、国・県をはじめ、所有者や管理団体等の協力を得て対策を講じます。

3 景観重要建造物等の応急措置

市は、景観重要建造物等について、所有者と協力して応急的な保護措置や被害の拡大防止、修復に向けた施策に努めます。

鎌倉市津波避難計画は、国想定 of 平成 24 年（2012 年）想定 of 市町村別の津波高・浸水域・被害想定や、県の平成 27 年（2015 年）の最大浸水面積、想定地震別・ゾーン別の最大津波高さ及び最大津波到達時間の想定等、内閣府の「首都直下地震モデル検討会」（平成 27 年（2015 年）2 月）が公表した予測結果等に基づき、策定・更新されている。

津波浸水想定区域に住む町丁目人口が平成 27 年（2015 年）時点で 24,858 人と推計されている。その他に、夏期に混雑のピークを迎える海水浴場の観光客は、材木座海水浴場、由比ヶ浜海水浴場、腰越海水浴場の 3 浜でおよそ 70,200 人と想定されている。

実効性の高い計画の策定を目指し、地域住民との協働（ワークショップ）を通じて、実践的な避難路と安全な避難行動に向けた備えを整理した、地域別実施計画（由比ガ浜・材木座エリア、長谷・坂ノ下・稲村ガ崎エリア、腰越・七里ガ浜エリア）を平成 27 年度（2015 年）に策定した。また、各地域から避難ビル等への避難経路を分かりやすく取りまとめた「鎌倉市津波避難経路マップ」を取りまとめた。

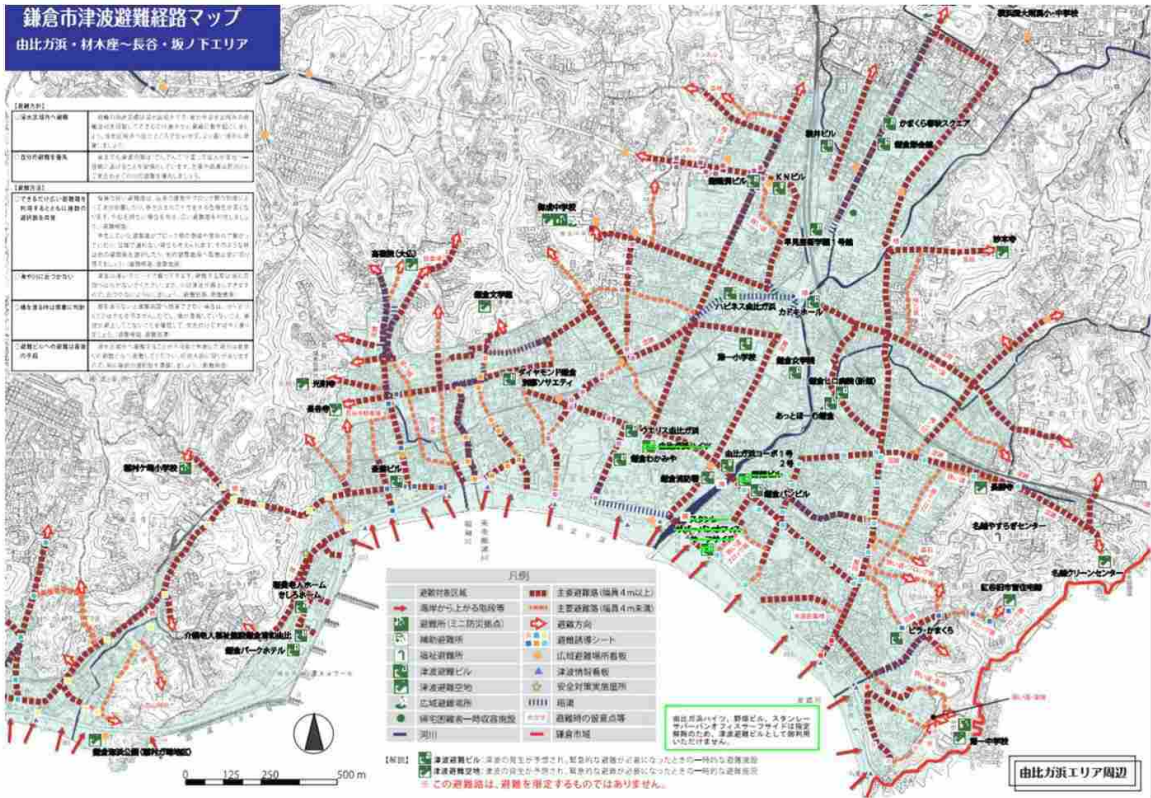


図3-12 鎌倉市津波避難経路マップ 由比ガ浜・材木座～長谷・坂ノ下エリア

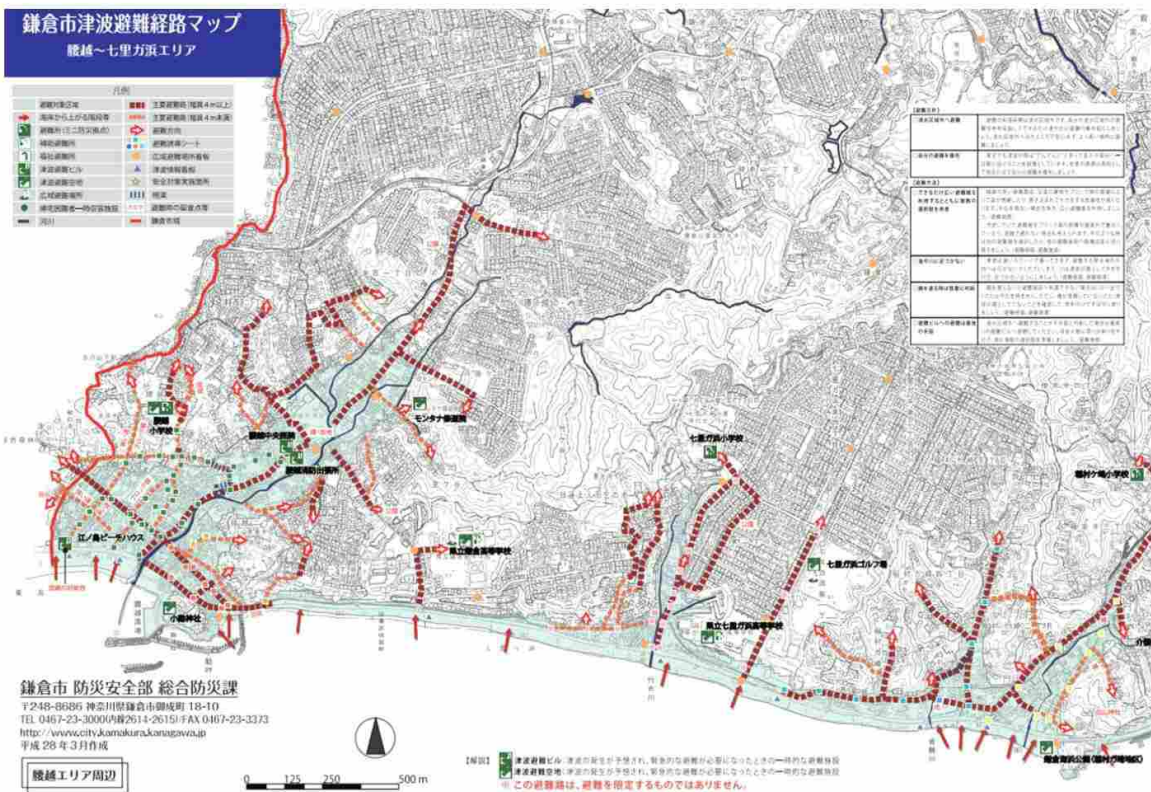


図3-13 鎌倉市津波避難経路マップ 腰越～七里ガ浜エリア

(15) 鎌倉市観光客等地震・津波対策ガイドライン

東日本大震災の影響により、首都圏では約 515 万人（内閣府推計）の帰宅困難者が発生し、鎌倉市においても約 5,000 人が公共施設などで一夜を過ごした経験から、災害時の観光客の円滑な誘導のため、「鎌倉市観光客等地震・津波ガイドライン」が取りまとめられた。

多数の来訪者が集まる社寺や歴史的建造物、海岸部を中心に、迅速な高台避難や一時滞在施設への誘導、多言語対応を含む情報提供体制の整備を位置付け、歴史的風致を構成する空間の安全性の確保を行政、市民、事業者、社寺等の連携により図っていくとしている。

(16) 鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)

職住近接による「働くまち」を目指すため、令和 5 年（2023 年）に鎌倉市商工業振興計画が策定された。歴史的風致を構成する歴史的な景観・伝統産業・観光による賑わいが商工業振興の基盤として位置付けられている。また、転入者が鎌倉の自然環境や歴史的景観を求めて移住する傾向が示されており、これらの価値の維持が地域の魅力向上に資することが示唆されている。課題として、伝統工芸である鎌倉彫の技術継承と販路拡大が記載されており、歴史文化を支える地場産業として振興が求められている。さらに、観光は基幹産業として位置付けられ、歴史的資源を背景とする観光需要の回復・活性化が商店街等の再生と雇用維持に寄与するとされている。

その他、市役所本庁舎の移転に伴い市が推進している深沢地域のまちづくりにおいて、地域の基幹産業となるようなウェルネスの向上につながる企業誘致に取り組むため、鎌倉市企業立地等促進条例を制定し、企業誘致リーフレットを作成した。

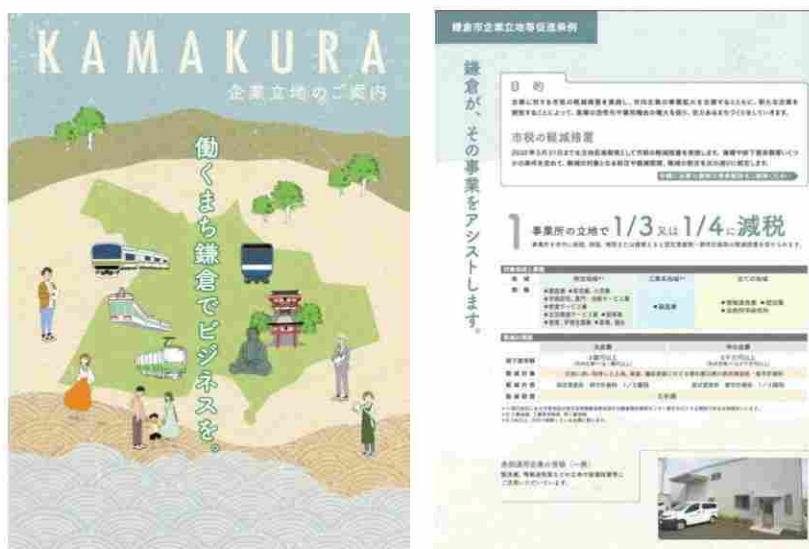


図3-14 鎌倉市企業立地のご案内リーフレット

(17) 鎌倉農業振興地域整備計画・鎌倉市農業振興ビジョン

鎌倉農業振興地域整備計画は、昭和48年（1973年）に策定され、数回の計画見直しの後、直近では平成31年（2019年）に見直しが行われた。肥沃な土地に恵まれ、野菜を中心とした露地・施設栽培が行われている都市近郊農業地帯である市の北部丘陵地を農業振興地域として指定している。今後の農業人口の減少を見据え、施設野菜・露地軟弱野菜を中心とした農業の近代化や生産性の向上を推進するなど、農業振興の方針に沿った農業経営の安定を図ることとしている。

鎌倉市農業振興ビジョンは鎌倉農業振興地域整備計画などの上位計画に基づき、具体的な農業の課題や取組を示す地方計画として令和5年度（2023年度）に策定された。本ビジョンでは、都市農業の多様な機能として、良好な景観の形成や都市環境の保全が明示されており、これらは歴史的風致の維持向上に資する要素として位置付けられている。都市農業振興基本法の趣旨として防災空間の確保と並び良好な景観形成が掲げられているが、市においても都市農地を都市に「あるべきもの」として保全する旨が示されている。また、都市農業が持つ緑地空間、生物多様性への寄与、雨水貯留などの機能を活かし、都市環境や自然環境との調和を図るとしている。さらに、生産緑地の保全や小規模農地の継続的維持を位置づけ、都市域に点在する農地の計画的保全を通じて、地域固有の農地景観の維持を図る方針が示されている。

(18) 鎌倉市水産業振興計画

鎌倉市水産業振興計画は、水産業を将来にわたって発展させるための指針として、令和2年（2020年）4月に策定された。

海を有する古都鎌倉では、水産業と結びつく歴史的風致が数多く存在する。本計画では、漁業活動を支える海岸環境の保全や沿岸域の適切な維持管理を、水産資源の再生産に必要な基盤として位置付けており、これらは海浜景観や伝統的な漁業空間の保全と密接に関連する。特に、藻場等の保全や漁場環境の改善に向けた施策が示されており、海岸景観と一体となった自然環境の維持を通じて歴史的風致の構成要素を支える内容となっている。また、海洋環境の変化に対応しつつ持続的な漁業活動を継承することを計画の基本的方向としており、地域に根付いた漁業文化や漁村景観の存続に資する視点が示されている。さらに、漁場と海岸線の保全、地域資源の活用による地場産業の振興を一体で進めることを掲げ、漁業者による地域管理の強化や資源循環の確保を通じて、歴史的な海岸利用の姿を将来世代へ継承する方向性が示されている。

(19) 鎌倉市公共施設再編計画・鎌倉市公共施設等総合管理計画

鎌倉市公共施設再編計画は、平成 27 年（2015 年）3 月に策定された計画の施設データを更新して令和 6 年（2024 年）3 月に改定された。鎌倉市公共施設等総合管理計画は、平成 28 年（2016 年）3 月に策定された公共施設等総合管理計画を見直し、施設データの更新や、これまでの取り組み状況を反映させ令和 6 年（2024 年）3 月に改定したものである。

市の文化施設や生涯学習施設には、鎌倉国宝館や鎌倉文学館をはじめとする、近代和風・洋風建築物が活用されているものもある。国の登録有形文化財に指定となっている建造物も多く、積極的な保全・活用が求められており、管理運営体制の見直しなどによるコスト縮減を図るとしている。

社会基盤施設マネジメント計画は、インフラ管理の目的を「市民の安全・安心を守り、市民生活を支え続ける」と定め、インフラ管理のあり方を基本から見直し、適切かつ持続的に本市が保有するインフラを管理していくための方針として、平成 28 年（2016 年）3 月に策定された。

(20) 鎌倉市公的不動産利活用推進方針

鎌倉市公的不動産利活用推進方針は、「全市的な視点を持った公的不動産の利活用による持続可能な都市経営につながる魅力ある都市創造」を目的として平成 30 年（2018 年）3 月に策定された。対象となる公的不動産のうち、歴史的風致の維持向上に関連する公的不動産は扇湖山荘、旧華頂宮邸、鎌倉文学館、旧川喜多邸別邸が対象となっている。

(21) 古都中心市街地まちづくり構想

市民参画による古都中心市街地のまちづくり構想の策定を進めており、中心市街地について、古都鎌倉らしさを象徴する顔としてどう再創造していくか検討し、100年をかけて実現していくための、鎌倉にとって最も重要なまちづくり構想として、平成12年(2000年)8月に古都中心市街地まちづくり構想が策定された。5つのテーマ別にまちづくりの方針を定めている。

【テーマ別方針】

〈歴史・文化・景観〉

歴史と文化の香り高いまちづくり

- 歴史・文化を活かしたまちづくり
 - ・歴史を活かすまちづくり
 - ・文化の香りを高めるまちづくり
 - ・まちづくり資源の発掘
- 自然環境も大切にしたいまちづくり
 - ・中心市街地をとりまく緑の保全・活用
 - ・まちなみを大切にしたいまちづくり
 - ・水に親しめる環境づくり
 - ・身近に親しめる緑の創出
- 品格と楽しさのあるまちづくり
 - ・品格と楽しさのある心に惹かれますまちづくり
 - ・まち並みの魅力を高める工夫
- 新しい文化も創るまちづくり
 - ・美術館、博物館等がとけ込むまちづくり
 - ・鎌倉文化の育成と発信

〈住宅・住環境・コミュニティ〉

住み心地よく暮らしやすいまちづくり

- ゆとりある住環境づくり
 - ・ゆとりある住環境の保全
 - ・歩くみちの環境づくり
 - ・住宅地のまちなみ景観づくり
 - ・広場・オープンスペースの充実
 - ・良好な住環境への改善・誘導
- 多様で活発なコミュニティの育成
 - ・誰もが社会参加できる環境づくり
 - ・地域生活を支援するサービスの充実
 - ・多様な学習機会の提供と交流の推進
 - ・防犯・防災の推進
- バランスのとれた地域社会の形成
 - ・若者及び若年ファミリー層が住めるまちづくり
 - ・高齢者・障害者が住み続けるための環境づくり
 - ・中心市街地への居住の促進

〈商業・観光〉

賑わいとふれあいのまちづくり

- 活力とふれあいのまちづくり
 - ・人々に会えるあたたかな「ひろば」づくり
 - ・心に響く鎌倉ならではの商業地づくり
 - ・観光資源の活用
- 賑わいも高めるまちづくり
 - ・夜も楽しめるまちづくり
 - ・泊まって楽しむまちづくり
 - ・多様なタウン情報の提供
 - ・賑わいづくりの仕掛け
- 快適に過ごせる環境づくり
 - ・観光ごみ対策
 - ・トイレの充実

〈道路・交通〉

交通便利で、楽しく歩けるまちづくり

- 安心して歩けるまちづくり
 - ・鎌倉駅周辺の歩行者環境整備
 - ・歩行者優先の道路環境の改善
- 楽しく歩けるまちづくり
 - ・人々が集い憩えるスペースづくり
 - ・楽しく回遊できるルートづくり
 - ・わかりやすい案内板・サインの充実
- 交通環境の改善
 - ・公共交通の利便性の向上
 - ・地区特性を踏まえた交通計画の推進
 - ・駐車場・駐輪場の計画的整備
 - ・環境に配慮した交通環境の実現

〈土地利用・市街地整備〉

将来の暮らしを見据えた計画的なまちづくり

- 古都中心市街地の「顔」づくり
 - ・鎌倉駅東口の顔づくり
 - ・鎌倉駅西口の顔づくり
 - ・若宮大路の顔づくり
- 公的資産の創造的活用・再編整備
 - ・公共用地の創造的活用
 - ・学校施設の創造的活用
 - ・公共公益施設の再編整備
- 土地の有効活用
 - ・土地の有効活用への働きかけ
 - ・民間農地の地域開放への働きかけ

図3-15 テーマ別 まちづくりの方針

(22) 鎌倉市本庁舎整備方針・鎌倉市本庁舎等整備基本構想

市役所の本庁舎は、老朽化や津波想定浸水範囲内に立地していること等が課題となっている。このため、現状の課題、求められる機能・性能、必要な庁舎面積、配慮すべき方針等を整理した鎌倉市本庁舎整備方針を平成 29 年（2017 年度）策定した。本方針では、本庁舎を移転し、移転先に本庁舎の行政機能を集約し、現在の本庁舎の土地には一時避難場所、市民活動機能等の配置を検討し、効果的・効率的な機能の配置や規模を目指す旨が記載されている。

その後、深沢地域整備事業用地への本庁舎移転整備を見据え、鎌倉市全体の生活・文化・経済の向上につながる波及効果を生み出すべく、3つの拠点である鎌倉・大船・深沢の地域特性を生かし、都市機能の集積と市民生活の向上を目的としたビジョン・要素を整理した鎌倉市本庁舎等整備基本構想を令和元年（2019年）7月に策定した。本構想では、ビジョン（基本理念）として「市民のニーズや社会情勢の変化に応えるコンパクトな本庁舎」を掲げ、6つの要素（基本方針）のうち、「鎌倉の自然や歴史を感じ、市民のつながりを生かせる」として、市固有の自然や歴史といった要素を尊重し、それらを感じられるような配慮や空間の創出に努め、各地域の行政センター（地域拠点校）等による地域間の連携を更に強め、地域を越えて市民同士がつながる市民活動のネットワーク化を図るとしている。

(23) 鎌倉市庁舎現在地利活用基本構想

市役所本庁舎の移転に伴い、本庁舎の現在地を鎌倉の拠点として利活用するうえでの考え方を鎌倉市庁舎現在地利活用基本構として令和 4 年（2022 年）に取りまとめた。ビジョン（基本理念）として「ひらいて むすんで 知恵うむ “ふみくら”（文庫）」を掲げ、歴史・文化をつむぐ、鎌倉の知識の蓄積の場、まちとつながり、人と情報の交流が結節し、学びや共創の場の拠点を目指すとしている。

(24) 鎌倉市無電柱化推進計画

市では、古都の良好な景観の形成、安全かつ円滑な通行の確保、都市機能防災の向上にむけて令和6年（2024年）11月に鎌倉市無電柱化推進計画を策定した。

市内17路線を無電柱化対象路線とし、うち2路線は施工済みとなっている。以下に、無電柱化対象路線一覧を示す。

表3-6 無電柱化対象路線一覧

No	路線名	区間延長 (m)	該当する観点	備考
①	市道008-000号線	500	①②③	
②	市道027-000号線 (市役所前通り)	360	①②③⑤ /旧予定路線	
③	市道032-000-205-091号線 (小町通り)	600	②③⑤/旧予定路線	施工済
④	市道205-091号線	200	②③⑤/旧予定路線	
⑤	市道212-023号線 (御成通り)	330	②③⑤	
⑥	市道049-000号線 (明月院通り)	250	③	
⑦	市道205-075号線	350	③	
⑧	市道044-000号線	700	③	
⑨	市道202-110号線	490	③	
⑩	市道055-000号線	340	②③	
⑪	市道054-000号線	770	①③	
⑫	市道059-005-059-009号線 (松竹通り)	510	②③④⑤ /旧予定路線	一部再開発区域
⑬	市道059-013号線 (大船仲通り)	220	②③④⑤ /旧予定路線	再開発区域
⑭	市道059-019号線	190	③④⑤/旧予定路線	再開発区域
⑮	市道059-045号線	500	②③⑤	施工済
⑯	市道059-045号線	40	②③④⑤ /旧予定路線	再開発区域
⑰	県道203号 (大船停車場失部)	210	②③④⑤ /旧予定路線	再開発区域

【参考：神奈川県無電柱化推進計画に記載の鎌倉市内の路線】

路線名		区間延長 (m)	備考
県道23号	(原宿六ツ浦)	530	
県道301号	(大船停車場)	580	
県道301号	(大船停車場)	730	
県道304号	(腰越大船)	600	区画整理事業
県道301号	(大船停車場)	280	施工済
県道21号	(横浜鎌倉)	3652	施工済

(25) 鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン

市では、犯罪のない、安全で安心して暮らせるきるまちづくりの実現を目指し、基本理念、取組方針、具体的な事業などを鎌倉市安全・安心まちづくり推進プランとして平成20年（2008年）に策定し、令和5年（2023年）に改定している。歴史まちづくりに関連する事項としては、防犯の視点を取り入れた公衆トイレの整備、良好な景観を保つための「まち美化活動奨励金交付」（自治町内会が自発的かつ継続的に行う美化活動への奨励金交付）、「落書き防止対策」、「アダプトプログラム」（市民団体の清掃活動の支援）などを事業として位置づけている。

4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する方針

歴史的遺産が豊富な古都として、文化財である歴史的建造物を後世に確実に伝えていくため、適切な保存活用に取り組んでいく。

具体的には、指定文化財である歴史的建造物については、関係法令及び保存管理計画に基づき所有者が行う適切な保存管理及び活用を行ってきており、引き続き、国・県と連携し、修理等に係る助成を行い、適切な維持管理・公開活用を図るとともに、文化財の毀損防止のための措置を検討する。

未指定の歴史的建造物については、継続的な調査研究を進め、学術的、歴史的及び芸術的な価値を明らかにし、必要に応じて「景観重要建築物等」や「歴史的風致形成建造物」等への指定等を進め、適切な維持管理、公開活用を図る。

そのほかの歴史的建造物については、今後も継続的に適切な保存・維持管理を行うとともに、安心して快適に利用できるように、耐震診断、耐震工事、ユニバーサルデザイン化、建物用途の変更、庭園や休憩施設等敷地の整備や歩行通路・遊歩道等の整備を行い、誰もが安心して快適に利用できる施設としての活用を進める。

また、第2期計画から新たな視点として、鎌倉の古都地域の市街地を取り囲む山稜を、鎌倉の特有の歴史的景観を形成している建造物ととらえ、樹林の機能維持向上を検討するとともに、民間所有の緑地については、災害対策として、防災工事に対する支援などを行っていく。

最後に、これらの歴史的建造物の所有者の負担軽減と利活用を促進するため、国の支援制度の活用を促進するとともに、活用希望者とのマッチングや、専門家による助言を行う中間支援組織の活用・連携を検討し、建造物を守り、活かす体制を強化する。

(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する方針

歴史的建造物と調和した良好な市街地環境を形成するため、景観施策等の推進、交通環境や歩く環境整備、地域と調和した観光の推進、鎌倉特有の自然環境に対応した環境の改善に取り組んでいく。

具体的には、各種まちづくり計画との連携を図りながら、都市計画法、景観法に基づく制度、屋外広告物条例を適切に運用する。また、市無電柱化推進計画に基づく電線類の地中化及び無電柱化の事業化を図る。

観光地周辺における交通環境や公共交通機関の混雑の改善のため、パークアンドライド、鎌倉フリー環境手形（公共交通フリー乗車券）の継続、ロードプライシングの導入、画像認識による交通量観測装置等などの新しい技術を活用した混雑状況の把握と情報提供等を

実施するとともに、公共交通の利便性の向上等による、来訪者の交通手段・時間・場所の分散化を図る。また、交通結節点である JR 鎌倉駅の安全性及び利便性を高めるため、引き続き、要望等を行っていく。

並行して、歩いて楽しめる環境を整備するため、地域に散在する歴史的建造物等の歴史的遺産を結ぶ散策ルートの設定や市民や多くの観光客が利用する道路等の美装化はじめとした歩道及び道路の整備、案内板等の設置により、安全で快適な歩行空間の創出や周遊性の向上を目指した取組を行っていく。

観光基本計画の「住んでよかった、訪れてよかった」と思えるまちづくりという基本理念のもと、市民生活と観光の両立とともに、国内外の観光客の満足度の向上を図り、持続可能な観光まちづくりを進めるため、混雑状況・予測の情報発信等で分散型観光を推進するほか、混雑が顕在化している地域への誘導員の配置、多言語での案内設備の設置等による地域住民への負担軽減につながる対策を講じる。また、ホームページや SNS の活用により、観光スポットの魅力や周辺環境を守りたいという思いと協力により成り立っていることを周知し、ルールやマナーを守った「レスポンシブルツーリズム」を推進する取組を行う。

最後に、古都地域特有の地形に対し、安全で快適な市街地環境の向上を図るため、避難・防災施設の整備等とともに、市民や観光客等の来訪者に向けた災害時の情報提供、津波避難等を想定したルート設定も検討していく。

(3) 歴史的遺産を取り巻く自然環境に関する方針

歴史的風土を形成する緑地や海岸の自然環境の保全のために、古都保存法等の厳密な運用と土地の買取り及び買取後の緑地の維持管理、防災対策を継続していく。その他、民有緑地における維持管理、防災対策等への支援や海岸及び海浜の環境整備などに取り組んでいく。

具体的には、民有緑地については、樹林の自然環境の保全のための維持管理や安全性の向上のための危険木の伐採、がけ地の防災工事に対する助成制度を活用し、所有者の負担軽減と災害の未然防止を図る。

鎌倉市や神奈川県が所有する緑地についても、県と緊密に連携し、緑地の維持管理や安全性向上のための取組を行うとともに、緑地のさらなる機能維持向上の可能性について検討していく。

また、市街地の緑地については、歴史的遺産の一部や背景となっている山稜と連続した緑豊かなまちなみの形成を目指し、民有緑地の保全への支援や、市街地部に点在する公園や緑地、広場等の緑の環境整備等を進める。

さらに、これらの緑地に関する取組を進めていくうえで、鎌倉固有の歴史的風土の価値

の情報発信等の周知啓発を図り多様な主体との連携・協働による取組を推進していくため、鎌倉風致保存会をはじめとした歴史的風土の保存の担い手やサポーターへの支援等を行っていく。

多くの人が訪れる海岸地域においては、環境の維持・向上、安全性の確保、利用しやすさの向上を基本とし、各関係管理者、市民団体等と連携しながら、排水設備や公衆トイレの整備、道路・施設の保全等、必要な取組を進めていく。

(4) 歴史的遺産の保存・公開活用に関する方針

歴史的風致の維持向上を図り、後世へ伝えていくために、文化財の調査・保存・公開活用に向けた取組を進めていく。また、指定文化財については、所有者が行う修理や整備を支援することで、適切な保存・活用を図っていく。

具体的には、鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館でこれまで取り組んできた展示や社寺等が実施する文化財の公開活用の取組と連携した、文化財の保存活用の普及啓発を行っていく。

これに加えて、地域全体を博物館として捉える「鎌倉市にふさわしい博物館基本計画」に基づき、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館を中核施設として機能強化し、フィールドミュージアムの拠点機能の整備による、地域の人たちとの文化財等の現地調査に取り組むとともに、2つの施設で保存する収蔵品をはじめとする市内の文化財等のアーカイブ化を推進し、デジタル技術など、より効果的な手法の研究を進め、データベースとして広く積極的な公開活用を推進する。この2つの施設を核に、そのほか市内にある歴史・文化施設との連携を深め、有効な利用に向けた取組を進めていく。

さらに、鎌倉歴史文化交流館に隣接する市有地での博物館の調査・研究・保存機能の一部門としての「埋蔵文化財センター」の設置も含め、効果的な文化財の保存・公開活用を可能とする方策の検討を進めていく。

史跡指定地については、効果的な保存・活用を図るため、宗教活動等を継続している社寺の境内を除き、所有者の要望に応じて公有地化を進める。公有地化後は、復原整備、説明板等の設置、防災・防犯対策を施すなどの整備を行い、史跡指定地の公開を推進する。

また、公開後の保存管理については、官民連携の仕組みの導入を含めた方策等を検討する。

特に史跡和賀江嶋については、適切な保存管理を行うとともに、現状調査を進めた上で、整備に向け対応を検討する。

(5) 地域の伝統文化の継承に関する方針

伝統芸能や鎌倉彫をはじめとした伝統産業について、後継者の育成や技術の伝承に必要な支援を行うとともに、関係団体と協働して、これらを披露・発表できる場の確保・拡充に努める。

無形民俗文化財や未指定の伝統芸能、社寺における祭礼行事等については、詳細な調査を実施し、その歴史・由緒や現状を把握し、適切な記録・保存や文化財への指定等の措置につなげる。

また、これらの地域の伝統文化を次世代へ継承するため、小・中学生向けの学習資料の作成や体験学習の機会を提供し、郷土の歴史文化への誇りを育む活動を推進する。

(6) 取組の計画的・持続的な推進に関する方針

本計画の着実な実行を支えるため、計画の実現に向けた推進体制の充実を図るとともに、国の支援制度を積極的に活用し、事業の継続的な推進のための安定的な財源確保に努める。なお、制度を活用するうえでは、神奈川県と事業とも連携を図っていく。

事業の推進にあたっては、費用対効果の分析、成果指標（KPI）を用いたPDCAサイクルによる事業の進捗管理評価の実施等の客観的な評価を行い、そのプロセスと結果を市民に公開することで透明性を高め、理解と協力を得る。

また、シンポジウムや講演会の開催、情報のオープンデータ化等を通じて市民の関心を高めるとともに、民有の歴史的建造物の利活用をする場合等に、助言やサポートが行える中間支援組織として「歴史的風致維持向上支援法人」の指定・活用の検討を含め、多様な主体が連携して歴史まちづくりを担う持続可能な体制を構築する。

5 計画の実現に向けた推進体制

近年、歴史まちづくりを取り巻く環境は、社会構造、制度、観光動向、技術革新等の面で大きく変化しており、従来の文化財保護中心の取組から転換し、また、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上の取組を一步進め、地域の持続性を重視した総合的なまちづくりに発展させることが求められている。

観光においては、来訪者数の量的拡大を重視するマスツーリズムから、地域の歴史・文化への理解を深める質の高い観光（高付加価値化）への転換が進んでいる。一方、インバウンドの観光の拡大等により、市街地における混雑や住環境への影響が課題となっており、住環境の維持と観光の両立が求められている。文化財行政においては、文化財の保存と活用を両立させ、

地域振興や観光、生涯学習等と連携した施策の展開が重視されるようになってきている。

また、従来の行政主導型の取組から、住民、市民団体、社寺等、交通事業者・商店・観光事業者等の地域の事業者、大学等の多様な主体が連携・協働する体制への転換が求められている。特に、歴史・観光ま

ちづくりの推進においては、地域の内外の人材や民間事業者の協力を取り込みながら、地域全体で主体的に取り組む多主体共創型の仕組みづくりが重要となっている。

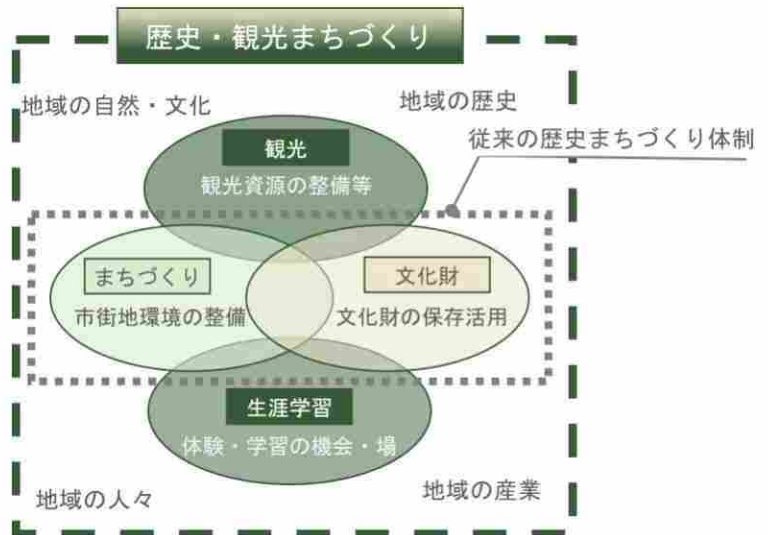


図3-16 歴史・観光まちづくりの運営



図3-17 多様な主体の協働のイメージ図

第2期計画を適切かつ効果的に推進するため、歴史的風致維持向上を取り巻く環境の変化にあわせて、第1期計画で設定した文化財行政とまちづくり行政の緊密な連携に加え、観光行政、生涯学習行政を加えた4つの部局が相互に連携する体制を構築する必要がある。このため、第1期計画を推進してきた庁内の部局横断的な組織である「歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会」を都市景観課（歴史まちづくり担当）、文化財、観光、生涯学習の部局の共同運営とする。検討委員会の下部組織である検討部会をより一層活用し、庁内関連部局との連携体制のさらなる強化を図るものとする。

また、同じく計画策定段階で組織した「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」（以下、「法定協議会」と記す）についても定期的を開催し、PDCAサイクルを意識した計画の進捗管理や変更の協議といった計画実施に係る連絡調整機関としての役割に加え、学識経験者等による専門部会の機能を法定協議会の下に追加し、市長からの歴史まちづくりの推進に関する事項に対し、協議・提案を求めることが出来ることとする。

なお、歴史的風致の維持向上に資する事業の効果的な推進を図るため、関係する部局で構成する連絡会議を設置することとし、事業の実施にあたっては、事業内容等その時々々の状況に応じて地域住民や関係団体等との協働による取組を推進するものとする。



図3-18 計画の実現に向けた推進体制及び各事業の実施体制

